

第30回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和6年1月 19 日(金) 午後 1 時5分～	
場 所	県庁別館2階 第1会議室 D	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑩(都計法、(仮題)行政対応の相互関係(いずれも最終))	

1 開 会 (午後1時5分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑩(都計法、(仮題)行政対応の相互関係(いずれも最終))

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会、第 30 回会議を開催いたします。

昨日に引き続いて、意見交換の続きをやっていきたいと思います。それでは、都市計画法に行きたいと思っておりますので、福田課長、よろしくお願ひします。

○福田土地対策課長

お願ひします。直前になってしまったんですが、私のほうから皆さんにデータをさっき送ってあります。ですので、それを御覧いただきたいなど。実際は昨日の会議のときにも都市計画法をやるかなと思ったものですから、皆さんのところに送ってあるんですが、ほぼ同じ内容なんですが、昨日送ったのは緑と青だったんですが、今日は赤で着色してあるだけになっています。

内容は、前回御指摘のあったところの修正と、昨日の会議の中で目次の話とか、あとは構成の話がいろいろ出ましたので、その辺は、実は 100%になっていないんですが、修正したのがこの形になっております。ですので、一番最初の冒頭の1番の表題、逢初川

源頭部北側区域・・・というところ、ここにつきましては、もう書いてある状況です。

実際、ほとんどといたしますか、もともとつくったものから、清水さんから、いろいろ御指摘があって、がらっと変わっていて、本当は結構色がつくべきなんです、清水さんから前回御指摘いただいたところをさらに私のほうでいじったところ、そこが赤で着色してあるというような、そんなイメージで見てください。

まずは冒頭なんです、今申し上げたとおり、1番のところ、表題が変わっています。それから、(1)の場所・位置関係のところ、「県による都計法に基づく開発行為の」、最初、清水さんから頂いた資料は「許可」になっていたんですが、実際には許可だけではなくて、違反開発なんかもあって、監督処分もあったので、許可処分と監督処分、両方含むという意味で「処分」という言葉に、私のほうで変えてあります。

それから、下のほうに行きますと、(2)の行為の内容などのところ、アの無許可開発区域の1行目ですが、「 が都計法に基づく開発行為の許可を申請せず、無許可で」って、「無許可」がかぶるものですから、後ろのほうの「無許可で」というのを取りました。開発行為の許可を申請せず、イコール無許可なので、取ってあります。

それから、2ページを御覧ください。

2ページのイ、④区域・C工区のところですが、ここの①のところなんです、「土地改変行為の認知」という言葉が今入れてあります。もともと、ここは「無許可開発行為の発覚」という言葉が入っていたんですが、実際には1ポツ目を見てもらうと、無許可開発行為と関係のないところ、まだ無許可開発行為であったのかどうか分からないと言うのが正しいのかもしれませんが、そういったことも入っているので、言い方がどうかなど思いまして、「土地改変行為の認知」という言葉になりました。

それから、3ページにいけますと、米印のつけ方です。上から3行目です。「一定規模以上の開発行為」のところ小さく「※1」とつけています。ここのところはちょっと直しました。

それから、4ページに行ってください。

4ページのところは、(4)の開発行為の許可基準のところ、表の上の2段だけ赤くなっていますが、ここは私のほうで文言を、実はちょっといじっています。もともとのところから、2は大して変わってなくて、「開発区域内の道路、接続先の道路」となっていたのを、順番を逆転させただけです。それから、3番は排水の関係、ちょっと分かりにくかったかなと思うので、ここは分かりやすい表現にしてあります。

(5)なんです、「違反開発行為許可への対応」となっています。これ、大体、清水さんのほうで気を遣っていただいて、「開発行為の許可」という言葉で全部統一していただいたみたいなんです、一般には開発許可制度、開発許可というんですが、何で開発行為許可とかという、開発許可制度の中には2本あって、開発行為と建築行為があるので、それを総称して開発許可。今回、この熱海で行われたのは開発行為の許可ということで、そういう使い分けになっています。

ですので、制度一般を指すときは特に「許可」は要らないというイメージでいまして、ここは「許可」を、「違反開発行為許可」というのもちょっと分かりにくかったので、取っています。ですので、後ろのところの、実際には開発行為許可条件という言葉が正確なのか

もしもかもしれませんが、読みづらいかなどと思って、ここを取ってありまして、「無許可開発や開発行為許可条件」のところは「許可条件」だけにしました。

それから、こちら、完全に監督処分で、1つ目に出していますので、「満たすよう指導や命じることができる」を、「指導や」を取って、この後に、ちょっとこれ、私が勝手に入れたんですが、例の資力・信用のところ、県のほうで開発行為の手引きにも実は載せてあって、各市町にも通知で出している部分なので、ちょっとどうかなど思ったんですが、資力・信用の関係で、違反開発事業者は新たに宅分や共住などの開発許可を受けることができなくなるという、この文言をここに入れてあります。ここは御意見あるかなと思うんですが。

それから、11 ページまで飛んでいただいて、公文書の保存状況のところですか。この公文書の保存状況の3ポツ目になりますが、前回のときにこれ、説明したかな。ちょっとここは違った文言が入っていたんですが、もともと熱海土木の文書のファイル管理表のようなものこのことをここに入れたらという話だったんですが、前にも説明したかもしれませんが、熱海土木のファイル管理表を見ると、やたら長期保存が多くて、実際にはどうだったんだろうと思ったので、各開発許可を所管する土木事務所に全部聞き取った結果、大体5年から10年なもので、全部5年から10年なものですから、こんな書きぶりになっています。「長くとも10年であったと推定され」という文言、それをここに入れました。

それから、12 ページ。事実関係を踏まえた論点の(4)と(5)が赤くなっていると思うんですが、もともとこれ、なぜか逆転してしまっていて、私が間違えたんだと思うんですけど、時系列で言えば、開発許可申請の審査が先にあって、それから県から市への引き継ぎという順番になるので、時系列に並べかえたつもりで(4)、(5)、この順番にしてあります。このほうが読みやすいかなと思いました。

その次に、新聞報道をここに持ってきました。昨日、都計法のこの辺の話も出たんですが、森林法のほうで、この辺の位置に新聞報道の記事を入れてあって、都計法もそれに倣ってということだったので、持ってきたんですが、清水さん、四角で囲ったほうがいいですか、森林法みたいに。

○片山廃棄物リサイクル課長

破線の枠で。

○清水総務局参事

合わせているなら、そのほうが。

○福田土地対策課長

やっぱりそうですよね。じゃあ、ここはまた囲います。

あとは熱海市を市に直したりとか、その辺の関係だな。

20 ページまで飛びまして、(3)の流木に倒木が埋められていたというところですが、確認・判明した事実関係の一番最初のポツですが、これは、昨日、法務課の指摘の話が出ましたが、2023年となっていたところを2003年に直しています。

○内藤総務局長

みんな、画面見られますか。

○清水総務局参事

分からない。でも、画面だとちょっと。どこか書き込んでいるのが昨日のやつなので。

○内藤総務局長

それはでも、昨日書き込んでいるページと画面のページを確認して、ページを言い換えて意見を言ってもらうしかない。

1ページ目から、いかがでしょうか。清水さん。

○清水総務局参事

今日、11時18分ぐらいにメールをお送りさせていただいたんですが、そこに目次(案)があるかと思うんですが、開いていただいて、昨日、報告書の最初のほうで略称を取りますと言って、一応慣例ということで、略称を書かせていただいたので、それぞれの法令、記載していただくときには、はなから①区域とか、⑤区域とかということで書き始めていただけたらということなので、都計法についても、何だろう、慣例……。

○福田土地対策課長

逢初川とかは要らないんだ。

○清水総務局参事

そうですね。なので、「崩壊した①区域の北側の④区域」とか、そういう感じで。無許可開発のところ、④無許可開発区域ということで略称を取ろうかなと思っているので、そのような形で。なので、ただ、この(1)の位置関係のときに、一番下に「①区域の北東側の⑤区域で行われていた宅地造成に挟まれたエリアである」となっているところですが、ここは(④無許可開発区域)と入れてもいいかなと、思っていますね。

○福田土地対策課長

どれどれ。④。

○清水総務局参事

2行目といますか。違う。

○福田土地対策課長

2行目は④区域ですよ。

○清水総務局参事

なので、4行目で「当該エリアと①区域の」。

○福田土地対策課長
これ、⑤区域ですよ。

○清水総務局参事
北東側の⑤区域に。

○福田土地対策課長
この説明が要らないということか。

○清水総務局参事
北東側の⑤区域で行われていた宅地造成に挟まれたエリア、括弧C……。

○福田土地対策課長
工区の一部を含む。

○清水総務局参事
一部を含む、であるでもいいかもしれないです。

○福田土地対策課長
なるほど。分かりました。じゃあそれを見ながら変えます。

○清水総務局参事
それと、写真の下に⑤区域と④区域の所在ということで住所が入っているんですが、公表することを踏まえたら、住所を取ったほうがいいかなと思って。

○福田土地対策課長
隠れますので。

○清水総務局参事
隠すことになるんだったら、場所は分かっているので、正確な住所は分からなくても、場所はどこかというのは、この絵があるので。

○福田土地対策課長
これは取りましょう。所在は取ると。

○清水総務局参事
あと、都市計画法のタイトルが、ローマ数字の4と言うか、小文字の4に。

○福田土地対策課長

ここね。一番上。

○清水総務局参事

以上です。

○内藤総務局長

そのほか、ありますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

写真の出典は、結局どうなるんですか。

○清水総務局参事

出典は、写真を使わせてくれたところは確認していただくしかなくて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

書くんですよね。

○清水総務局参事

書きます。

○内藤総務局長

使えそうもなかったら、国土地理院のものに置き換えて作り直すしかない。

○清水総務局参事

これは国土地理院のでしたか。

○福田土地対策課長

そうです。それは出所が間違いないので。

○清水総務局参事

上のところに入れるんですかね。下にはちょっと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

書いてあるか。

○福田土地対策課長

書いてあります、こちらは。

○清水総務局参事

本当だ。

○福田土地対策課長

書き方が本当にこれでいいのか、自信がないんですけどね、実は。

○清水総務局参事

よく新聞記事とかで、何とかの写真に一部加筆みたいなのがあったりとかするじゃないですか。そういうふうにしたほうがいいんですか。

○福田土地対策課長

国土地理院なら、その辺の注釈のところにアドレスを書くとか何か、ウェブの、何て言うんだろう、そんなことが書かれていて。

○内藤総務局長

http。

○福田土地対策課長

そう、あれです。

○清水総務局参事

それを入れてくださいとなっているんですか。

○福田土地対策課長

「など」となっています、たしか。

○清水総務局参事

「など」なんですか。

○福田土地対策課長

「など」。たしかね。それを入れろって。

○清水総務局参事

わけではないんですね。

○内藤総務局長

そこは確認をお願いします。

○福田土地対策課長

これでいいだろうという、完全に見切りですけど。

○内藤総務局長

そのほか、いいですか。

次のページ、2、3のところ。2、3って、みんな何か画面で見ているから。

○清水総務局参事

ここは2……。

○内藤総務局長

2ページ。はい、清水さん。

○清水総務局参事

一番上の表は取って、さっきの11条の関係で。

○福田土地対策課長

次の地番って完全に要らないもんね。

○清水総務局参事

なので、ここも「④無許可開発区域の正確な場所、面積は不明であるが、当該無許可開発に対する措置命令では、熱海市伊豆山の11筆の地番が挙げられている」のような、そんな言い回しでいいのかなと思ってですね。

○福田土地対策課長

「次の」ではなくて、「地番が挙げられている」ということですね。

○清水総務局参事

次のポツの届出の関係は何かあったんですか、これ。土採取条例を出さなければいけない対象かどうか要確認って。

○福田土地対策課長

この前、話した……。

○清水総務局参事

昨日、話をしたんですか、これ。

○内藤総務局長

そう。

○清水総務局参事

だから、無許可開発区域のことを言っているから、対象なんでしたよね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○清水総務局参事

ですよ。

○内藤総務局長

開発行動じゃないからね。

○清水総務局参事

そうか、無許可開発と言っているのはいい。

○内藤総務局長

⑤区域と書いてあるもので、ここに。⑤区域だとすると、土採取条例に基づく届出は要らないだろうというのが意見だったけれど、これはまた⑤区域ではないところの話だから。ちょっと紛らわしいのかな、やっぱり。でも、⑤区域でとは言っていないよね。⑤区域の。

○清水総務局参事

「における」ですよ。

○内藤総務局長

「盛土材として当該区域の」って、当該区域と⑤区域、はっきり使い分けているから。

○清水総務局参事

そうですね。

○福田土地対策課長

その当該区域って、どこのことを言うんですか。

○内藤総務局長

無許可開発区域。

○福田土地対策課長

分からないんですよ。具体的に無許可開発区域のここだとは言えないので。

○内藤総務局長

なので、じゃあ、無許可開発区域と云えばいいんじゃないですか。

○清水総務局参事

④無許可開発区域で。

○福田土地対策課長

正確に書きます。④無許可開発区域。

○清水総務局参事

あと、次がイの④区域のC工区の①。これ、自分もこう書いたような気がするんですが、今、「土地改変行為の認知と措置命令」となっているんですけど、「無許可開発の認知」のほうが何か分かりがいいかなと思ってですね。

○福田土地対策課長

そうなんです。無許可開発の認知というのは、さっきも言いましたけど、この中だと1ポツ目がちょっと違うかなという。

○清水総務局参事

無許可開発だけじゃないのか。ちなみに1ポツ目って。

○福田土地対策課長

だから、着手がいつだったかという話から入っていて。

○清水総務局参事

そうか。でも土地改変行為……。この1ポツ目は事実関係のほうに入っているんですか、これ。

○福田土地対策課長

2002年6月は入ってないんじゃないかな。

○清水総務局参事

じゃあ、これに入れたほうがいいですかね。

○内藤総務局長

事実関係に入っていないね。

○福田土地対策課長

入っていないですよ、たしか。

○清水総務局参事

2003年2月以降しか入っていないので。

○福田土地対策課長

2002年6月。

○内藤総務局長

この1ポツ目は、区域としては無許可開発のところと同じなんですわね。

○清水総務局参事

でも、1ポツ目は⑤区域になるんですけどね。でも、違うのか。

○福田土地対策課長

違うでしょう。

○清水総務局参事

風致地区か。

○内藤総務局長

でも、無許可開発の区域なんですよね。そこで何、道路の築造工事。

○福田土地対策課長

道路の築造工事ですね。

○内藤総務局長

それはじゃあ、許可をしているんだ。

○福田土地対策課長

風致条例の許可を取っているということですね。

そうか、平成14年6月としか書いていないのか。6月って何で覚えているんだろう。

○内藤総務局長

これを書く必要があるんですか、1ポツ目。

○福田土地対策課長

紛らわしいといったら紛らわしいけど。

○内藤総務局長

必然性があるなら書いたほうがいいと思いますが。無許可開発を認知するに至った、

何か関連があるのなら。

○福田土地対策課長

一連の行為というのはありますよね、確かに。ただ、これは適法にやっているんですが、当然、無許可宅造しようと思って道路を造っていたので。

○内藤総務局長

じゃあ、もちろん関係があると。

○福田土地対策課長

関係はあるけど。

○内藤総務局長

でも、無許可ではないと、これは。道路にするのは。

ただ、別にこれって、要はそれをやって、その付近で結局、無許可開発をしたという話ですよ。だから、タイトルは別に「無許可開発の認知と措置命令」となることについて、おかしくないと思うんですが。そのほうが分かりやすいかなと思って。「土地改変行為の認知と措置命令」だと、無許可開発なのか、C工区の話なのか、紛らわしいので。無許可は無許可で、②はC工区。③は。

○福田土地対策課長

③は土地の話ですね。

○内藤総務局長

いかがでしょうか。

○福田土地対策課長

了解です。

○内藤総務局長

「無許可開発の認知と措置命令」ということで。

○福田土地対策課長

この14年6月と9月というのは、これは事実関係のほうに入れますか。

○内藤総務局長

関係ないっていうのは関係ない記述ですね。

○福田土地対策課長

あんまり書く内容がない。9月ってどこから来たのか分からないな。

○清水総務局参事

これ、1ポツ目は取るということですか。

○福田土地対策課長

じゃなくて。

○内藤総務局長

取らなくてもいいと思っていたんだけど、そうすると、事実関係のほうにも入れなければいけないのかなど。入れられますかね。

○福田土地対策課長

もちろん。大丈夫です。

○内藤総務局長

じゃあ、入れますか。

○清水総務局参事

1ポツ目は残して、タイトルを変えて。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

さらに、それを、事実関係のほうにも、1ポツ目に書いてないので、書かないといけないということですね。

ほかはよろしいでしょうか。清水さん。

○清水総務局参事

さっきのところの①の2ポツ目で、「2003年1月から2月の間に実施した」となっているんですが、ここが事実関係と見比べたときにちょっと分かりにくいかなと思って、事実関係のほうも2月6日に現地調査しているので、これってそれのことなの、みたいな感じになってしまうと、ちょっとあれかなと思って。だから、なかなか難しいんですけど。

○福田土地対策課長

分かりにくいですよ。

○清水総務局参事

なので、「県熱海土木は」、言い方が変かもしれませんが、「2003年2月6日より前に実施した」みたいな。

○福田土地対策課長

なるほどね。2月6日より前に実施した。

○清水総務局参事

「以前」とすると、6日が入ってしまうので、より前ということですよ。

○内藤総務局長

それを書いたら今度、事実関係にもそれを書かなければいけないよ。

○清水総務局参事

だけど、それって。

○福田土地対策課長

日が分からない。

○清水総務局参事

ヒアリングで聞いているんですよ。

○福田土地対策課長

そう。公文書もないし。

○清水総務局参事

なので、ヒアリングの結果で表してもいいかもしれないんですけど。

○福田土地対策課長

ヒアリングの結果には入っているはずかな。

○清水総務局参事

2月6日が、たしか■■■が行っていると思うので、いきなり行くはずはないからって。

○内藤総務局長

その前にもあったんですよ。

○清水総務局参事

そういうやり取りはあった記憶があるんだけど。

○福田土地対策課長

書き方があんまりはっきりしないですね、確かに。聞き取り調査結果。2003年2月6日の現地調査の前にも土地対策室と熱海土木で見に行っているという書き方をしている。

○清水総務局参事

そうですね。確かに時期がすごいあやふやだった。それより前、12月か1月かみたいな、何かそんなだったような気がする。

○内藤総務局長

では、そこはそういう形で。

○清水総務局参事

それと、2005年6月20日、命令を解除となっているんですけど、「完了した上で」とか、何か完了しているという事実を入れたほうが良いという話がある。

○内藤総務局長

これも完了の確認はどこでしたのか、それがないんですよね。

○清水総務局参事

同じ日にやっている。

○福田土地対策課長

6月20日に、その後、完了届はなくて、完了はあったような気がする。

○清水総務局参事

多分、これ、あれか。あそこの担当手持ちの文書だけがあって。

○福田土地対策課長

D81ですよ。6月20日は命令解除のときか。完了届が14日に出ている。

○内藤総務局長

このページだけ見ていくと、措置の実施を命令して、それがどうなったのか、命令解除にはなっているんだけど。

○清水総務局参事

完了検査。

○福田土地対策課長

完了検査はあまり書いてないので。

○内藤総務局長

書いてないよね。じゃあ、やったか分からないんだ。

○福田土地対策課長

そう。聴き取りで聞いたんですよね。皆さんははっきり、やりましたとおっしゃっていて。

○清水総務局参事

完了届がないのにできてる。完了検査の時期不明とかを入れとけば。

○内藤総務局長

入れておくしかないよね。

○福田土地対策課長

普通はすぐやりますからね。届出が出て、受理すれば。だから分からないんです。

○内藤総務局長

完了届がいつ出てきたかすらも分からないんですか。

○福田土地対策課長

それは書いてあるんですよ、6月14日で。

○内藤総務局長

じゃあ、それを入れておいて、完了届の受理で、ただ、完了検査をやったかどうかは確認できないということで。

○福田土地対策課長

公文書上は。完了届の受理と。

○内藤総務局長

括弧で、検査の。

○福田土地対策課長

検査は時期不明。

○清水総務局参事

あと、このページの一番下のC工区に係る……。

何でもありません。オーケーです。いいです。「部分完了」というのがなくなっていたので。「完了を確認」ね。これ、昨日封書を渡されたんでしたっけ。

○内藤総務局長

ううん、なくなっていないよ。

○福田土地対策課長

「部分完了」にしてあります、ここ。清水さんから「完了」でもらっています。

○清水総務局参事

そう、それは分かって、④区域全体で見ると部分完了なんですけど、これって何かC工区が部分完了したみたいに、C工区の一部が完了したように見えてしまうので。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。

○清水総務局参事

C工区としては完了しているんだったら、完了と書いてもいいかなという。

○内藤総務局長

そうそう。

○福田土地対策課長

分かる人だと「ん？」と思うし、分からない人が逆に納得するんだったら、それで。

○清水総務局参事

素人が見た、素人じゃない。

○福田土地対策課長

素人向けに。

○清水総務局参事

何にも知識がない人が見たら。

○福田土地対策課長

分かりました。じゃあ、その「部分」取ります。

○内藤総務局長

「C工区に係る」って書いてあるからね。

そうだ、最初の2ポツ目の、忘れないうちに言っておこう。県熱海土木事務所(以下「県熱海土木」)は要らない。「県熱海土木」でいいですね。

○清水総務局参事
いいです。

○福田土地対策課長
そうか。

○内藤総務局長
あとはよろしいですかね。
じゃあ、3ページ目はどうですか。
私のほうからいいですか。「※」を小さくしてくれて、「開発行為とは」で、ただ、その次の表にもまた「※」が出てくるので、「熱海市は」という。なので、これはポツとかにしたらどうでしょうかということなんですけど。

○福田土地対策課長
なるほど。そうですね、何か。ポツにするか。

○内藤総務局長
それと、その上の表のですね、表の表頭の一番右の「都市計画区域及び準都市計画区域外」となっているんですけど、これって区域外というのは両方にかかっているということですよ。

○福田土地対策課長
そうです。都市計画区域外及び準都市計画区域外です。

○内藤総務局長
そうですね。これだと、都市計画区域と準都市計画区域外と書いてあるみたいに見えるんですけど、本当は都市計画区域外及び準都市計画区域外と書かないと。

○清水総務局参事
「及び」というのが悪さをしているイメージなので、3,000 平米以上と「及び」を取って、2段書きにして。

○福田土地対策課長
そうですね。読みやすく、じゃあ、「及び」を取って。

○清水総務局参事

区域外、区域外って書けばいいんじゃない。

○福田土地対策課長

そうですね。ここも「外」にしちゃって。

○望月盛土対策課長

すみません、初歩的な話ですけど、宅造法と都市計画法との関係性が素人じゃ分からないんだけど、何かそこら辺、参考になる文献を入れてもらうといいかなど。

○福田土地対策課長

宅造法との違いですよ。先行改良のところにこう書いてある。2番の末尾に付け加えるような形でいいですかね、それは。

○内藤総務局長

宅造法は出てくるところ、ないのか。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。宅造法の説明、どこにもないので。

○内藤総務局長

最後のところに。どうなんですかね。

○福田土地対策課長

そうですね。ちょっと空欄を探して。

○清水総務局参事

ちょうどスペースがありますよね。

○福田土地対策課長

3ページが一番下にはあるけど。

○清水総務局参事

3ページにスペースがあるなと思って。

○福田土地対策課長

そう。入れるならここが。

○清水総務局参事

囲みで入れたりとかって。

○福田土地対策課長

次のページ、いきなり表が来ちゃうので。

○内藤総務局長

ここしかないか。

○清水総務局参事

それか、目的のところに、(2)を下のほうに持って行って、米の下に何か囲みで入れたりとか。

○福田土地対策課長

入れるとしたら、どっちかですね。

○内藤総務局長

そのほうがいいかもしれないですね、場所としては。でも、このスペースで書き切れませんか。

○福田土地対策課長

大丈夫です。そんなに細かく書くのもあれですから、分かるように。

○内藤総務局長

じゃあ、ほかに3ページ目辺りで何か。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

(2)番のところに「熱海市」、さっき、米印のところ「熱海市」と書いてあって、これは市のことを言っているのだから「熱海市」でいいと思うんですけど、ちょっと前に戻っちゃって、2ページ目のイのところの「許可権者:熱海市」というのは、ここは「市」になる。

○清水総務局参事

そうですね。

○福田土地対策課長

これはわざと残したのかな。これも「市」でいいですか。

○清水総務局参事

主体としてということですよ、これ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。凡例のあれでいうと、残さなくていいですよ。

○福田土地対策課長

なかなか、何となく「市」にしちゃうと見づらいというのが実は中であって、これはわざと残した、たしか。まあいいか。ここはいいですね、確かに。

○内藤総務局長

そのほか、よろしいでしょうか。

じゃあ、4ページ目。

○片山廃棄物リサイクル課長

4ページ目の(5)の下から3行目、2行目か。2行目、多分誤植だと思うんですけど、「必要な資力及び信用」かなと思ったんですけど。

○内藤総務局長

「資料」ってなってるね。

○片山廃棄物リサイクル課長

「必要な資料」。

○内藤総務局長

「資料及び信用」。

○福田土地対策課長

本当だ。間違ってる。

○内藤総務局長

資力ですね。

○福田土地対策課長

間違えてます。ここか。赤字のところですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここが「資力及び信用」になってくると、後ろのほうって、ポツ書きで書いてあったり、点で書いてあったりするところがあったりするんですけど。

○福田土地対策課長

そうかもしれない、確かに。

○片山廃棄物リサイクル課長

書き方をそろえたほうがいいかなと思いました。

○福田土地対策課長

分かりました。「資力及び信用」。

○内藤総務局長

「資力・信用」なのか、「資力及び信用」なのかという、それ、統一したほうがいいということですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○福田土地対策課長

「及び」だよな。

○内藤総務局長

じゃあ、課長のほうからそういうふうに。

○福田土地対策課長

そうですね。直します。

○清水総務局参事

いいですか。

○内藤総務局長

清水さん、はい。

○清水総務局参事

許可条件のところで、改めて読んでみて、これは条文のとおり書いてあると思うんですけども、「特に必要がないと認める場合を除き」、「附すことができる」となっているので、読んだときに「ん？」と思って、必要がないと、なので、ここは「必要があると認める場合は」にしては駄目ですかって、そのほうが分かりやすいなと思ってですね。「必要がないと認める場合を除き」なので、必要と認められるときだよなということ。

○福田土地対策課長

積極的に付けましょうということですよ、だから。

○清水総務局参事

なので、条文の書きぶりとは違うんですけど、「必要があると認める場合は付すことができる」というほうが、文章として読んだときに、すっと入ってくるなと思って。「必要があると認める場合は」とか。

○福田土地対策課長

恐らく制度の趣旨としてはこうなんですよね。必要がないと認める場合以外は絶対付けないよって。

○清水総務局参事

必要がないと認めるということは、必要があると認めているということになると思うので。

○福田土地対策課長

ちょっとそこのニュアンスは違うんです。

○内藤総務局長

違うかもしれないね。

○清水総務局参事

違いますか。必要がない、特に必要がないと認める場合を除き。

○福田土地対策課長

これは全然要らないよということですよ。

○清水総務局参事

そうすると、「できる」というのが逆に何か。

○福田土地対策課長

そこがちょっと違和感があるのか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

79条はどうやって書いてあるんですか。

○福田土地対策課長

恐らくこのままじゃないのかな。79条。

○内藤総務局長

そうですね。条文がそうなっているんですよ。

○福田土地対策課長

引っ張ってきたと思うんです。

○内藤総務局長

変えられないかもしれないね。必要があると認める場合とは限らない。必要がない場合を除きだから、どっちでもないときもあるかもしれない。

○清水総務局参事

特に必要はないとは思わないけど、必要はないって場合が。

○内藤総務局長

そう。別に必要じゃないけど、特に必要がないとも認められない場合もあるじゃないですか。

○清水総務局参事

なかなかニュアンスが難しいですね。

○内藤総務局長

難しいです。

○山下土地対策課土地対策班長

特に 79 条はこういう表現は使ってないです。

○福田土地対策課長

使ってないんだ。

○山下土地対策課土地対策班長

「この法律の規定による許可、認可又は承認には、都市計画上必要な条件を附することができる」。

○福田土地対策課長

本当だね。「この法律の規定による許可、認可又は承認には、都市計画上必要な条件を附することができる」。「その条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない」。参考書から引っ張ってきたんだ。

出典をもう1回確認して、その上で。

○内藤総務局長

79 条だったら、許可の条件というのじゃないですか。

○福田土地対策課長

そうです。題名が「許可等の条件」って出てて、書きぶりは今のですね。

○内藤総務局長

それなら、それに合わせたほうがいいかもしれないですね。

○福田土地対策課長

そのまま書いてもいいけどな、これ。

○清水総務局参事

じゃあ、そこは。

○福田土地対策課長

ちょっと考えさせてください。

○清水総務局参事

最後にもう1個、さっきの(5)のところで、1つが何らかの法に反するんじゃないかというところがあった場合に、指導した上で命令という流れだと思うものですから、何かいきなり命令だけ書くと、指導は経ずに命令みたいな感じになっちゃうかなど。

一般的にどう対応するかとしたら、指導をして、それでもなお従わなければ命令という流れだと思うと、何か指導にも触れておいたほうがいいかなという。たしか森林とかも指導、命令って、たしか両方触れていたと、並び書きだったとは思うんですけど。

○内藤総務局長

「指導や命令をすることができる」ですよ。

○清水総務局参事

そうですね。なので、書きぶりはちょっとあれなんですけど。

○福田土地対策課長

これは恐らく、指導を取る前提で恐らく書き直しているんですよ。許可条件を満たすよう指導や命令をすることができる。分かりました。

○清水総務局参事

あと、さっき福田課長が付け加えられたところの、「違反者は」というところの、「受けることができなくなる」となっているんですけど、これが条文上読めるのかどうかというところが気になったところと、あと、違反者の定義が分からないなと思って、違反者はどういう状態の人のことを言うのかというのが。

○福田土地対策課長
都計法違反。

○清水総務局参事
なので、受けることができなくなるというのは、命令は受けてないけど、都計法に反するようなことを、行為をした人はその時点で駄目という話なのか。

○福田土地対策課長
いや、命令まで行って初めてじゃないですか、やっぱり。監督処分を受けて。

○清水総務局参事
それって、違反者というのはそういうことになるんですか？そこら辺の定義が分からないなと思ってですね。

○福田土地対策課長
確かに、今のは私の考えなので、違反といたら、そうですね。

○清水総務局参事
それで、これは法律上なんかも受けることができなくなるみたいに言い切っているように見えるんですけど、これって何か、県が出した通知で運用しているような気もしてですね。

○福田土地対策課長
そうです。

○清水総務局参事
そこら辺が、ここまで言い切れるのかどうかというのは、どうなのかなって。そういう場合もあるかと思うんですけど、そうではない場合もあるような気がしてですね。

○福田土地対策課長
基本、静岡県はこうやって扱っているだけですね。

○内藤総務局長
大川井さん。

○大川井森林保全課長
同じところなんですけど、(5)の違反開発行為への対応(都計法第 81 条)って、頭に項目名で第 81 条が出ているので、一番下の「また」以降の県の通知が、第 81 条みたいにも見えちゃうかなと。もし何か、括弧書きとか、県の通知みたいな感じで入れるとか、分

けたほうがいいかなと。

○内藤総務局長

対応の後に 81 条じゃなくて、さっきの「命令することができる」の後ろに都計法 81 条で、「また」以下のところは、また括弧内、県の、何ですかね。

○清水総務局参事

「本県では」みたいな感じにして、これこれ命令を受けた者については、こういう取り扱いにしているみたいな、何年何月通知みたいな。

○内藤総務局長

そうですね。それは何とか通知、県の何とか通知とかね。括弧、分ければいい。

○福田土地対策課長

本県では。

○内藤総務局長

(5)違反開発行為への対応の後ろの(都計法 81 条)は取って。

○福田土地対策課長

何年何月何日付、土地対策室長通知。

○内藤総務局長

「指導や命令をすることができる」の後ろに「都計法第 81 条」。

○福田土地対策課長

ですね。

○内藤総務局長

さっきの「受けることができなくなる」の後に、何とか通知。

○福田土地対策課長

土地対策室長通知ですね。

○内藤総務局長

という形でいいですか。あと、その違反者というのをしっかり。

○清水総務局参事

そうですね。多分その通知の中に、多分あれじゃないですかね、命令を受けた者とか。

○福田土地対策課長
書いてあったかな。

○山下土地対策課土地対策班長
行政処分を受けた者(違法行為に関与した者を含む)という。

○内藤総務局長
それでは、そう書きますか。

○清水総務局参事
「行政処分を受けた」って書いてあるんですよね。

○山下土地対策課土地対策班長
はい。

○福田土地対策課長
でも、括弧って何。

○山下土地対策課土地対策班長
括弧は、違法行為に関与した者を含むという。

○福田土地対策課長
行政処分を受けた者(違法行為)、ということだろう。

○清水総務局参事
処分を受けた人の周りにいる人って意味ですかね。

○山下土地対策課土地対策班長
少し含みを持たせたような。

○清水総務局参事
なので、処分を受けた人がいて、その人と第三者性がない別の事業者とか、多分そういうイメージで言っているんですかね。

○福田土地対策課長
だから、■■■■と■■■■とみたいなの。

○清水総務局参事
そうそう、そういう意味です。

○福田土地対策課長

これに関しては、説明を書いたほうがいいですね。

○内藤総務局長

そんなところかな。よろしいですかね。

じゃあ、次の5ページ。

○清水総務局参事

ここは区域はそのままなので、⑤区域。これは⑤区域なんですよね、北東側区域。

○福田土地対策課長

そうですね。

○清水総務局参事

⑤区域の開発許可を受けた宅地造成工事の現地確認の際、隣接する北側の。④無許可開発区域でもいい。何かちょっと変ですか。

○福田土地対策課長

そのままです。

○清水総務局参事

「北側区域において」。「北側区域における」か。「隣接する北側区域における」。今、以下って。「においての開発行為を確認する」となっているので、「隣接する北側区域の」、「区域での」か、「区域での開発行為を確認する」という形になる。

○福田土地対策課長

「での」にする。「隣接する北側区域での開発行為を確認する」。

○内藤総務局長

「以下の」は駄目なんですか。

○清水総務局参事

「以下」は取るんですよね、でも。本当は、隣接する④無許可開発区域での開発行為というのが、略称を使うとすれば。

○内藤総務局長

「以下の開発行為を確認する」というのは取っちゃうの。

○清水総務局参事

「以下の開発行為」って、そういうことか。「以下」はあったほうがいいですね。

○内藤総務局長

あったほうがいいでしょう。

○清水総務局参事

略称のあれが残っているのかと思ったものですから。

○福田土地対策課長

じゃあ、ここは「⑤区域の開発許可を受けた宅造工事の現地確認の際、隣接する北側」。

○清水総務局参事

この「北側区域」というのが、④無許可開発区域と書いたほうが分かりがいいのかなと思ったんですけど。

○福田土地対策課長

一言で、前半では一言で⑤区域と言っちゃっているの。

○内藤総務局長

④と言ったほうが分かりやすいのか。

○福田土地対策課長

④無許可開発区域か。

○清水総務局参事

区域はそう呼ぶようにしているので、無許可と分かる前に無許可と言って、ちょっと変な感じがするんですけど。

○福田土地対策課長

確かに。

○内藤総務局長

そこはいいんじゃないですかね。

ほかは大丈夫か。

じゃあ、6ページ。

最初の2月26日の内容の3ポツ目、「 」って、 、あれでしたっけ。

○清水総務局参事

■■■■は取ることにしました。

○内藤総務局長

取る。じゃあ、■■■■でいいんだ、もう。

○清水総務局参事

ええ。なので、内容は「■■■■と面談する」。

○内藤総務局長

「■■■■と」でいいじゃんね、■■■■って言わないで。

○福田土地対策課長

じゃあ、■■■■は全部取ると。一番上にも出てくるけど、これも取るんですね。■■■■
■■■■。

○清水総務局参事

■■■■からとなるほうがいい。

○内藤総務局長

■■■■からか。
そのほか、どうでしょうか。

○清水総務局参事

3月3日にも■■■■が出てくるので。

○福田土地対策課長

あっちこっちで出てますね。全部、■■■■です。

○内藤総務局長

「■■■■ほかか」。「ほか」は漢字ですか、これ。平仮名でいいのかな。

○福田土地対策課長

「ほか」って平仮名かな。どっちだっけ。私、意識して平仮名にしているんですけど、ただ、それが合っているかどうか。

○清水総務局参事

2月27日も出ていましたね、■■■■。

○福田土地対策課長
「が」ですか。

○内藤総務局長
全部そうなってるもんね、下も。

○福田土地対策課長
なるほど。

○清水総務局参事
7ページ、3月24日の「県熱海土木が現地を確認する」となっているんですけど、どこか分からないので、「④無許可開発区域の現地を確認する」みたいな。

○福田土地対策課長
無許可開発区域の現地を。それでいいのか。

○清水総務局参事
あと、6月14日、工事完了届を受理するとなっているんですけど、受け付けるのほうがいいかなど。

○福田土地対策課長
そうですね。受付。

○内藤総務局長
そのほか、いいですか。
じゃあ、8ページ。
8ページはそんな。「所有権が個人に移転」のところ。

○福田土地対策課長
これ、結局、区域ごとにと話をたしかいていたと思うんですけど、特に区域で分かっているわけではなくて、どういう法則か分からないんですけど、前の所有者が例えば■■■■一派の法人であったときからの日付と、それと、何ていったかな、どこかの不動産屋が持っているときがあったんですよ。そこから所有権移転する場合の二通りあって、それで日付が違っていったという感じで、特に区域によって分かっているというわけじゃなかったですね。

○清水総務局参事
2011年2月25日って日付が、ほかのところでは出てくるんですけど。

○福田土地対策課長
2011年。

○清水総務局参事
2011年じゃなかったでしたっけ。①区域だとか。

○内藤総務局長
■■■■に移転したときですよ。

○清水総務局参事
これは■■■■に移ったことを言っているんですよ。

○福田土地対策課長
そうです、■■■■。

○清水総務局参事
ただ、この移転は、C、D、Eはそれとは違う動きをしているというのは。

○福田土地対策課長
C、D、Eを含んでいますね、この中に全部。

○清水総務局参事
C、D、Eは入っているんですけど、たしか。

○福田土地対策課長
そうそう。さっきの2011ではない。この日付。

○清水総務局参事
C、D、Eが動いたのはそこじゃない。

○福田土地対策課長
はい。だから、2016から2017。

○清水総務局参事
2011年2月25日で動いたのは、どこの区域が動いている。その正確なところ、ちょっと実はよく分かってなくて。

○福田土地対策課長
そこ、調べてないな。

○片山廃棄物リサイクル課長

確かに違うね。⑥のところが 2011 年。

○清水総務局参事

⑥は 2011 年で、それでいいんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

の2月。

○清水総務局参事

それでいいんですよ、そこは。

○片山廃棄物リサイクル課長

こっちは合ってる。

○清水総務局参事

それはそれで間違いないんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

いい。

○清水総務局参事

そこに書いてあるとおり。本当はそれぞれにあるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは⑥。

○清水総務局参事

なので、行政対応検証委員会の報告書に 2011 年2月 25 日に所有権移転となっているので、それを基本的には書いていたんですけど、そこがもし違おうとすると、ちゃんと直さないといけないかなと思ってですね。①区域は恐らく 2016 年3月 25 日がいいと思うんですけど、ほかの④とか、⑤とか、⑤はちょっとあれか、⑥とか。

○福田土地対策課長

⑥は調べてないので、分かりません。

○清水総務局参事

⑥はいいのか、でも。覚書とかを結んだのがその頃だから。

○福田土地対策課長
2011年。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥は別に土地売買、確認してるよね、契約書を。なので、周辺の土地が同一じゃないってことですよ、今のだと。④。

○清水総務局参事

①と⑥はセットみたいな感じですよ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

同じ筆ですね。

○清水総務局参事

同じ筆なんですか、①と⑥って。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

廃棄物のあるところと、源頭部の土地は同じ1筆です。

○清水総務局参事

1筆なんですか。それじゃあいいんだ。

○福田土地対策課長

それじゃあ、どうせ一緒になる。

○清水総務局参事

そうすると④が。

○福田土地対策課長

④はたくさん筆があつて、今言ったとおり、二通りぐらいの日付が出てきて。

○清水総務局参事

そうすると、全部最終的には■■■■になっているんですよ。

○福田土地対策課長

なっています。

○清水総務局参事

そうすると、■■■■の所有になった日付というのが幾つかあるということなんですか。

○福田土地対策課長

そういうことです。

○清水総務局参事

そうすると、■■■■に移った、でも、それがいっぱいあるということなんですか。

○福田土地対策課長

ちょっとここしか調べてないので、ただ、結構な筆を調べているんですけど、その中で出てくるのというのは二通り日付が、今言った前所有者によって分かれている。売買相手によって。

○清水総務局参事

■■■■に移った、ちょっと土地の特定は難しいですけど、④区域の土地について、■■■■に所有権が移転したのはこの日とこの日という。

○福田土地対策課長

それは書けます。

○清水総務局参事

2日は書ける。それじゃあ、そのほうがいいですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃掃法のほうで書いている中で、一体の土地がと書いているところが確かあったので、そこは直します。検討します。

○福田土地対策課長

あくまで所有権登記の移転日でいいですよ。

○清水総務局参事

そうですね。■■■■に移ったところの間はもう。

○内藤総務局長

そのほか、よろしいですか。

じゃあ、9ページ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょっと確認なんですけど、「無許可開発区域の位置について」というところの1ポツ目の文章なんですけど、これって読んでいてよく分からなくなったと思って、無許可開発区域の位置についてということなので、④無許可開発区域のことを言っているんですよ。

○福田土地対策課長

そうです。

○清水総務局参事

ここはなので、④つけたほうがいいんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうか。だけど、④区域内ではなく。

○福田土地対策課長

全域、④区域内ってわけじゃない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

⑤区域の上からC工区。C工区というと分かりにくいかなと思って。

○清水総務局参事

これは④区域ですね。そうですね。

○福田土地対策課長

言葉をちょっと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここのところというのは、赤いところを言いたいのだ。

○福田土地対策課長

赤いところのことを言ってます。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「当時はC工区はなかった」とか、そんなことが書いてあって、もうちょっとすっきり書けないかなと。

○内藤総務局長

確かに、「当時はC工区はなかった」って、よく分からないよね。C工区って言えばいいのかな。

○清水総務局参事

そうですね。今でいうところのC工区という意味。

○福田土地対策課長

実際、説明の内容ってすごく、図を指しながらこういう説明だったので、それを無理やり言葉に直してますから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

何かこの括弧のところの無許可開発区域というのは、④無許可開発区域ということでいいということですね。

○福田土地対策課長

はい。

○清水総務局参事

この「④区域内ではなく」って、取ってもいいかもしれないですね。これがあると分かりにくくなる。「⑤区域の上から④区域・C工区の一部にかけてであった」と言ったほうが、何かシンプルに。

○内藤総務局長

いいのかな、それで。「⑤区域の上から④区域・C工区の一部にかけてであった」と。

○清水総務局参事

囲みの一番上のポツで 2003 年2月6日とあるんですけど、ここに(H15)って入れたいと思ったのと、あと、同じ平成の表記で、下から2ポツ目の 2005 年のところに(H17)と入っているんですけど、この(H17)をその上の「2003 年2月から 2005 年6月の」、そっちのほうも、ごめんなさい、細かくて。

もはやどういう形でここに「H」を入れるのと、入れないと、どういうルールなんだというのがちょっと壊れかけているところがあるんですけど。

○福田土地対策課長

一番最初に出てくるところに入れるって話でしたよね。

○清水総務局参事

事実関係のほうはそうさせていただくんですけど、この文章の中でどうするかというのはちょっと。

○福田土地対策課長

あるなら全部あったほうが見やすいでしょうね。

○清水総務局参事

それか、見開きの中でとかって。

○内藤総務局長

あと、真ん中ちょっと下の「無許可開発区域からの土の採取に係る届出について」のところなんですけど、これ、さっきちょっと言ったんですけど、「**ジーズ**は、⑤区域における」とか、入れたほうがいいかなと思って、ここに。都計法、宅造法の許可を優先して、土採取の届出を後回しにしたとなっているので、そういうのはおかしいことですから。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

⑤区域における都計法、宅造法の許可を優先し、当該区域の土採取条例の届出は後回しにしていた。

○福田土地対策課長

この流れだと確かに。

○内藤総務局長

そのほか、ありますでしょうか。

じゃあ、10 ページ。

○清水総務局参事

下から3ポツ目ですか、表記の統一ってだけなんですけど、2行目から3行目にかけて、「当該案件は平成17年度に完了した」となっているんですけど、「2005年度」としていいですか。

○内藤総務局長

2005年度か。

○福田土地対策課長

そうですね、2005年度。

○清水総務局参事

あと、その下のポツで、⑤区域の公文書は市に引き継いでいるとなっているんですけど、⑤区域の完了は17年3月24日ぐらいだったと思うので、そうすると、ぱっと見、そこで終わっているように見えて、完了じゃないのというところもあるけど、ただ、市で何かやるのが。

○福田土地対策課長

完了報告。

○清水総務局参事

なので、それが分かるようにしたほうがいいかなと思って。完了検査までは県で行ったけど。

○福田土地対策課長

まだ手続が残っていたということ。

○清水総務局参事

うん。その完了、何でしたっけ。

○福田土地対策課長

完了報告手続が。

○清水総務局参事

完了報告の手続きが市で行うことになったためというのを。

○内藤総務局長

今の、括弧書きか何かで追加しておくのでいいですかね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○清水総務局参事

誰か、何かそんなことをおっしゃっていたような気がして。

○内藤総務局長

これは言ってた、法務の人が。

○福田土地対策課長

法務の。さすがだね。

○内藤総務局長

じゃあ、11 ページ。

○福田土地対策課長

そうだ。ここ、ちょっと説明が足りなかったかもしれない。公文書の保存状況のところ、この前だったかな、82 文書と 81 文書のこの違いって何だって話がたしか。

○清水総務局参事

残りの1文書ってどこにあったんだろうという、それは。

○福田土地対策課長

それは熱海土木。熱海土木から、後から追加開示を受けて出したのがあって、D244というものなんですけど、黒い家のところの文書で。それが1文書のずれ。

○清水総務局参事

宅造違反何とかってやつ。

○福田土地対策課長

そう。宅造違反カード。

○内藤総務局長

熱海土木がいつ廃棄したというのは分からなかったんだっけ。多分10年経過で。

○福田土地対策課長

ただ、保存年限が本当にどうしていたのかがよく分からないですね。

○内藤総務局長

2005年。最後は2005年か。だから、2015年とかにはもう廃棄されている。

○福田土地対策課長

そうですね。そういうことですね。

○内藤総務局長

特に15年の人に聞いたりしてないよね。

○福田土地対策課長

聞いてないですね。

○内藤総務局長

ちょっと不可解といったら不可解。確認のしようがないですけど。最後のポツで、土地対策室及び建築安全室では公文書が保存されていて、その理由というのが、「都計法及び宅造法に係る県内での希少な措置命令事案である」と書いてあるんですけど、それって、熱海土木にとっても希少な措置命令事案なんじゃないですかね。

○福田土地対策課長

おっしゃるとおりです。

○内藤総務局長

でも、それでも廃棄したんだ。ちょっと不可解。

○福田土地対策課長

文書管理規則を忠実に守っていますよね。何があったのか、ちょっと分からないんですけど。

○内藤総務局長

熱海に引き継いじゃったというんだったら分かるんですけどね。そうじゃないから。

○福田土地対策課長

それもよく分からないんですよ。

○望月盛土対策課長

11 ページの、その問題点がいろいろ出てくるんでしょうけど、最終的にそれはどこで反映されるんですか。

○福田土地対策課長

この公文書の保存状況の問題点。

○望月盛土対策課長

というのは、どこかに反映……。

○清水総務局参事

これ、問題点として書いているわけじゃないんです。事実関係として書いている。何でないのかというところの説明という意味合い。

○福田土地対策課長

結局そういう捉え方をしなかったんですね。特にこれに対する対応がどうのこうのみたいな。

○内藤総務局長

熱海市に引き継いだ、引き継ぐべきものは引き継いで、保存年限が切れたものは廃棄したというだけだと言われれば。

○福田土地対策課長

結果的にそれがどうだったのかという問題があるにせよ、間違っことはしていなかった。

○内藤総務局長

当時間違ったこと、2015年の時点では、まだこういうことになるとは思わなかったということ。

○福田土地対策課長

完了しているのです。

○内藤総務局長

ただ、最後の、本庁では、これは希少な事案だからと言っていたのに、事務所では。

○福田土地対策課長

意識が。

○内藤総務局長

そういう意識がなかったってことですね。

そのほか、いいですか。

じゃあ、12ページ。ここは別にいいのか。

○清水総務局参事

ここはただ、「都市計画法に関する」と書いてあるんですけど、「特別委員会の提言」でいいのかなと思って。

○福田土地対策課長

そうですね。

○清水総務局参事

あと、論点のほうも、ほかのものってみんな、ここ、ただ単に「論点」じゃなかったでしたっけ。違いましたっけ。

○福田土地対策課長

そうでしたっけ。

○清水総務局参事

違いましたっけ。論点。

○大川井森林保全課長

森林法は「論点」。

- 清水総務局参事
論点。そうです。
- 内藤総務局長
砂防も「論点」だ。
- 福田土地対策課長
じゃあ、取りますね。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
せっかくだから、(1)とかというのも全角で。
- 福田土地対策課長
これも全角にする。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
でやっていますね。
- 内藤総務局長
これ、みんなどうでしょう。
- 清水総務局参事
全角に統一しますか。
- 福田土地対策課長
全角で統一しますか、括弧。
- 清水総務局参事
こっちは実際、考察のほうも全角ですので。
- 福田土地対策課長
そうなんですな。
- 内藤総務局長
森林法は①、②だけど。全角括弧。
ほかに。
じゃあ、13 ページ。ここからちょっとページが。

○清水総務局参事
ページが変わるんですね。

○福田土地対策課長
そう。ページが変わって。

○内藤総務局長
今持っている。

○福田土地対策課長
のと、後ろのほうにあるのが。

○内藤総務局長
19 ページか。

○清水総務局参事
ごめんなさい、ちょっと趣味に近い話になってしまって恐縮なんですけど、記事からの抜粋のところの囲みなんですけど、太線で囲ってあるんですけど、ちょっと線の主張が強い気がするものですから。

○福田土地対策課長
じゃあ、デフォルトの。

○内藤総務局長
デフォルトって何ポイントだっけ。

○清水総務局参事
何だろう、多分デフォルト、多分このぐらいの。

○福田土地対策課長
0.7 ぐらいだったと思う。恐らくこれ、2ぐらいにしている。

○清水総務局参事
あと、ほかはどうだったか、ちょっとあれなんですけど、「記事からの抜粋」が太字にはなっているんですけど、明朝の太字みたいですから。ほかはあれでしたっけ、ゴシックの。

○福田土地対策課長
ゴシックにするかどうか。

○清水総務局参事

ゴシックで協調していましたか。

○内藤総務局長

それは清水さんが言っていたら、そっちに。

○清水総務局参事

ごめんなさい。趣味だけの話になっちゃってる。

○福田土地対策課長

ゴシックになっているところもある。

○清水総務局参事

あとは横並びで見て合わせればいいだけなので、最終時に。

○福田土地対策課長

直すのは簡単ですから。

○清水総務局参事

それと、たしかこっちには記事からの抜粋、かぎ括弧で囲ってあるんですけど、たしか昨日の森林はかぎ括弧とかつてなくて、普通に書いてあったと思うので、何となく、どっちのほうがいいんだろう。

○福田土地対策課長

任せます。

○清水総務局参事

抜粋だから、かぎ、取る……。

○福田土地対策課長

取りますか。取って、何もなしでいい。

○清水総務局参事

何もなし。何もなしというのは。

○福田土地対策課長

特に前に何かつけるとか、そういうのもなく、ただ記事からの抜粋ということで、ここに置くと。

○清水総務局参事

うん。

○内藤総務局長

森林法は取っている。

○清水総務局参事

森林、たしか普通に書いてあった。

○大川井森林保全課長

ポツで、ただ文章だけが書いてあったりしますよね。

○福田土地対策課長

白丸じゃないよね。

○内藤総務局長

そうですね。

○福田土地対策課長

清水さんののも違いますけど。

○清水総務局参事

本当だ。記事からの抜粋の書き方が違うのか。

○内藤総務局長

抜粋が白丸で、これをこうやって、白丸じゃなくて普通のポツなんだね。

○福田土地対策課長

そうしたんだ。これが白丸で、下がポツなんですネ。

○内藤総務局長

そう。それで、新聞記事関係というのを四角の中に入れ込んでいる。

○清水総務局参事

でも、あれなんですよね。都計法は幾つもあるんですネ。

○福田土地対策課長

たくさんあるんですよ。ページ数が多い。だから、外出しで(1)、(2)、(3)に。

○内藤総務局長

(1)、(2)、(3)はあまりよくないな、これ。というのは、何でかという、(3)が何か変だから。

○清水総務局参事

(3)、なのでこれ、日が同じなものですから、くっつけたほうがいいかなと思っていて、なので、ちょっとそれを後で言おうと思っていたんですけど。①とか②にしたほうがいいかなと思って。

○福田土地対策課長

なるほどね。

さっき言わなかったんですが、ここのページの中で、アのところの2ポツ目か、「当該崩壊に関し」というのを消してありますけど、これは何となく意図が分かると思うんですけど、崩壊があったというふうに我々考えてないので、ですから、ちょっと「当該崩壊」というところを消しました。

「いつ、どこで、どのような事象」という言葉、これは「事象」という言葉も私が入れたんですけど、たしか最初、「どのような崩壊があったか」になっていたような気がするんですけど、ここもちょっと「事象」って言葉、ちょっと変な言葉遣いかなとも思ったんですけど、こういう言葉を入れています。

○清水総務局参事

今読んでいて、1ポツ目で「崩壊箇所と思われる」となっていて、これ、「崩壊箇所と思われる」。

○福田土地対策課長

本当だ。

○内藤総務局長

「崩壊箇所と思われる」。

委員についてはいいですかね。

○福田土地対策課長

これって、委員に聞いたのは3人じゃないですよ。3人聞いている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うん。

○福田土地対策課長

じゃあ、消しちゃ駄目なんだ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いい、いい、別に。消してもいいですよ、これ。どっちでもいい。そんなに。

○福田土地対策課長

でも、わざわざ消したので。どっちがいいですか。「3人の委員」。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただ、そうやってやると、7月と8月にやっているんですよね。7月って書いてあるので。

○望月盛土対策課長

西暦と和暦って何かあるんですか。下から2つ目のポツ。

○福田土地対策課長

下から2つ目のポツ。

○望月盛土対策課長

令和3年か。

○福田土地対策課長

R3年。

○望月盛土対策課長

ほかのところが。

○清水総務局参事

入ってないですね。入れたほうがいい。2023年。

○福田土地対策課長

R、ここがだから、R5か。

○内藤総務局長

2003年はたくさんもう出てきているから、いいってことなのかな。

○福田土地対策課長

そこのルール……。

○望月盛土対策課長

親切に入れなくてもいいんじゃないかな。どこかに1つ入っていれば。

○清水総務局参事

いいですかね。それで押し通せば。そうしないと、確かに大変ですね。

○望月盛土対策課長

全部入れるとなると。

○内藤総務局長

何かルールとしては、あれでしたよね、そのページに初めて出てくるときに入れるのでしたっけ。

○望月盛土対策課長

だったら、一番上に。

○福田土地対策課長

一番上の四角の中の03年が、これがあるから。

○内藤総務局長

そこに入れておくのがいいか。

○福田土地対策課長

ここに入れちゃ駄目だ。新聞記事の文章なので。

○内藤総務局長

文章、記事のあれなのか。

○福田土地対策課長

記事を改ざんしちゃ、まずいので。

○内藤総務局長

最初のイのところのここは。

○福田土地対策課長

そうですね。これがH15なので。R5、R3。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

さっき言ったけど、これ、委員へのヒアリングは7月に2人の方。

○福田土地対策課長

7月、2人。

- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
で、8月に1人だったと思うんですけどね。「3人」ってもし入れるとしたら。
- 福田土地対策課長
7から8月ですか。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
7月及び8月か。というような表記にしてもらったほうがいいかもしれないですね。
- 福田土地対策課長
そうしますか。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
正確ですね。
- 内藤総務局長
7月及び8月ですか。
- 福田土地対策課長
「3人の」を生かすと。
- 内藤総務局長
3人の委員かな。
- 福田土地対策課長
ごめんなさい、私、消しちゃったんですけど、間違いです。
- 内藤総務局長
じゃあ、そのほかはよろしいですか。
- 大川井森林保全課長
新聞の囲み、抜粋の囲みの「D64」が3桁になっている。
- 福田土地対策課長
これ、新聞記事なんですよ、だから。
- 大川井森林保全課長
じゃあ、これはそのままです。
そう考えたら、その下に064になっている。

○福田土地対策課長

そうそう。

○内藤総務局長

じゃあ、次は 14 ページ。紙の資料の 20 ページ。

これはイの1ポツ目の2行目、「掘削土が隣り」の「り」って、これ、要らないのかな。

○福田土地対策課長

そうか。隣、要らないのか。

○内藤総務局長

要らないですよ、これ。この1文字で「となり」って読むような気がするんですけど。

○福田土地対策課長

そうですね、読みます。分かりました。

○内藤総務局長

いいですか。

○清水総務局参事

アの1ポツ目の3行目の「として」のところに。

○内藤総務局長

スペースが。

○福田土地対策課長

スペースが入っているんですね。

○内藤総務局長

そのほか、ありますでしょうか。

じゃあ、15 ページ。皆さんの画面だと 21 ページ。

これはだから、まとめていただきたい、箱が2つあるのを。

○清水総務局参事

例えば、「①崩落地そばに集水用穴」・「②分水嶺開発で集水域拡大」で、括弧で「何とかの記事」にして、「記事からの抜粋」で、ほかと書きぶりが違ってあれなんですけど、こはしようがないかなということ。

○福田土地対策課長
途中ですからね、これも。

○清水総務局参事
①「開発行為～～がある」、かぎはないのか。なくすのか。同じ囲みの中で行を変えて、
②で、県が鳴沢川を埋める開発～～と入れれば、新聞が同じなので。

○内藤総務局長
同じ日に別のところに出てたってこと。

○福田土地対策課長
そうです。

○清水総務局参事
■■■■と、多分おもてのほう、あれですよ。

○内藤総務局長
それはちょっと、これだと何か見にくいのか、何か。
いいですかね。

○福田土地対策課長
これは⑤区域か。

○内藤総務局長
これも単に⑤区域ですね、アのところ。
次のページも含めて、どうですか。

○清水総務局参事
含めてですか。この表があるじゃないですか。何か細かいかなとちょっと思っ
て、イメージ的に。

○内藤総務局長
抜きますか。

○清水総務局参事
出来事を抜くのもあるんですが、今日の11時18分にお送りした、⑤は本番ではない
のということもあるんですけど、送ったメールの中の「02 土地改変行為の概要」とい
うのがあるかと思うんですけど、それを開いていただいて、2ページ目ぐらいから、盛り
込む情報というのは1行というか、表の1行当たりこれぐらいの情報量でどうか。何

があったかということぐらいが分かるような感じでどうかなという。

○福田土地対策課長
そういうことですね。

○清水総務局参事
そうすればこれ、多分、15 ページに全部収まるかなと。区域という列はなくなると思いますがけれども、1行当たり2行ぐらいで、多くても2行ぐらいの情報量でどうかなと。

○福田土地対策課長
分かりました。

○内藤総務局長
そのほか、どうでしょうか。

○清水総務局参事
今、22 ページで。

○内藤総務局長
もう、この3ページ全部込みでやればいいのかでは。

○清水総務局参事
なので、今のページでいうところの16 ページも。17 ページまで。

○内藤総務局長
17まで。

○清水総務局参事
ファイルのほうの16 ページの下から2ポツ目で、「公図を調べると」とあるじゃないですか。これ、いつの公図か分かるようにしたほうがいいのかなど思ったのと、「いついつの公図では」みたいな感じでもいいのかなと。

あと、その1個上のポツで、 に対し暗渠を、「暗渠を入れた方がよい」と助言したが、施工されなかったとのやりとりがある」なんですけど、この閉じかぎのところを「施工されなかった」の後では駄目ですかね、これ。「暗渠を入れた方がよいと助言したが、施工されなかった」。そのままではない、それか、「入れたほうがよいと助言した。」駄目だな。

○福田土地対策課長
「施工されなかった」で閉じたほうが。

○清水総務局参事

暗渠を入れたほうがいいと言ったんですけどねとって、それでもやらなかったんですか、そういうことすみしたいな、たしかそんなやり取りだったと思うんですけど。

○福田土地対策課長

途切れ途切れになってます。

○清水総務局参事

くっつけてしまってもいいのかなど。

○福田土地対策課長

「施行されなかった」にしますか。では、ここで閉じると。

○内藤総務局長

多分、■■■■から依頼された業者のせりふがここに入るってことでしょう。

○清水総務局参事

そうですね。なので、当時の担当だった方が暗渠を入れたほうがいいと助言したんですけど。

○福田土地対策課長

それをやらなかったんですか。

○内藤総務局長

業者が■■■■に言ったんだよね。

○清水総務局参事

そうではなく、熱海土木が暗渠を入れたほうがいいと言ったんですけどねって、■■■■に言って、■■■■の■■■■って人に言って、それでやらなかったんですか、そういうことすみしたいな、そんな感じで。

○内藤総務局長

暗渠を入れたほうがいいというのは、■■■■に言ったの。

○清水総務局参事

違う。県熱海土木が■■■■に言ったんですよ。■■■■。熱海土木からは…

○福田土地対策課長

そうそう、「施工に暗渠を入れたほうがよい」は■■■■に対して言っている。

○清水総務局参事

当時というか昔、そういうふうに言ったんですけどね、やられてないんですかって、そういうことすみたくない、そんな感じで。

○内藤総務局長

暗渠を入れたほうが良いと言ったのは熱海土木。

○清水総務局参事

熱海土木。

○内藤総務局長

■■■■に言ったと。

○清水総務局参事

■■■■に言った。

○内藤総務局長

「と助言したが、施工されなかった」というのは誰が言ったの。

○清水総務局参事

「助言したが」までは熱海土木です。「助言したんですけどね」。

○内藤総務局長

助言したって■■■■に言ったわけじゃないでしょう。

○清水総務局参事

だから、それは■■■■に言ったんですよ。なので、熱海土木が。

○内藤総務局長

だから、かぎの位置というのは、そういうのではないよね。何を言ったか、誰に何を言ったかという、そのせりふをかぎにしているんでしょう。

○清水総務局参事

なので、全部つなげてもいいのかなと思って、一連の。

○内藤総務局長

■■■■に言ったことではなくなってしまうよね。

○福田土地対策課長
確かに。

○清水総務局参事
■■■■■に対してか。

○内藤総務局長
ここから直さなきゃいけないよ、そしたら。

○福田土地対策課長
もともとそういうつもりで書いてしまっているから。

○内藤総務局長
熱海土木が■■■■■に言ったせりふだとすれば、「■■■■■に対し」の前からかぎをつけて、「施工されなかった」までかぎにするとか。

○清水総務局参事
そうですね。

○内藤総務局長
そうすればいいよね。

○福田土地対策課長
では、前かぎも動かして、打合せ記録の中で、「■■■■■に対し、暗渠を入れた方がよいと助言したが、施工されなかった」とのやりとりが。

○内藤総務局長
で、いいですかね。

○福田土地対策課長
そうですね。

○清水総務局参事
あと、もう一つ、このページの一番下のポツの、「C工区から・・・顛末書を求めている」というくだりがあるんですけど、ちょっと細かいかなと思って、「C工区から無許可開発区域にかけての土地についての国土利用計画法の手續における公文書中に、⑤区域内に伐採木や産業廃棄物が大量に埋まっているなどの記述があった」ぐらいでどうかなと思っているんですけど。

○福田土地対策課長

土地の所有権云々のところを取って。

○清水総務局参事

何で顛末を出すのか、そこら辺は、本論には関係してこないの。

○福田土地対策課長

その辺の説明は取りあえず取って。

○清水総務局参事

ここの下に聞き取り調査の結果みたいな欄を設けて、17 ページの一番下の「⑤区域に埋められた廃棄物の確認」というところのくだりを、聞き取り調査の結果ということで入れたほうが分かりやすいかなと思ってですね。

○福田土地対策課長

聞き取りを入れるんですね。

○清水総務局参事

17 ページの一番下に埋められた廃棄物があると、これとこれがつながっているか、ちょっと分からないかもしれないなと思ってですね。

でも、ほかも同じになっちゃうのか。いいです。ほかも同じですね。暗渠の話が出てくるんですもんね。それか、この下にそれぞれ聞き取り調査の結果で入れますか。

○福田土地対策課長

大した分量じゃないから。1、2、3、4、5か。

○内藤総務局長

それぞれ対応するところに。

○清水総務局参事

入れたほうが、もしかしたら分かりやすいかもしれないなと思ったんですけど。

○福田土地対策課長

聞き取り調査結果。

○内藤総務局長

それはそうかもしれないね。

○清水総務局参事

対応しないところもあるかとは思いますが、対応するのがあるところは、その下に入れたほうが分かりがいいかもしれない。

○福田土地対策課長

やってみましょうか。取りあえずどんなふうになるか。

○内藤総務局長

17 ページの下から5行目ぐらいのH17 年度というのは 2005 年度(H17)。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

細かい話ですけど、17 ページの「排水計画の内容」のところの1ポツ目のところの「排水容量があるため」、「放流先河川(鳴沢川)に排水容量があるため、調整池を設けず」の部分、排水容量という表現はあまり使わないのではないかなと思って。排水能力とか、「容量」という表現はあまり使わないなど。

○福田土地対策課長

河川に対して使う言葉ではないんですね。

○大川井森林保全課長

何となく、調整池だったら容量は分かるけど、流す能力のことだったら。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どのぐらい流せるかという話なので。

○内藤総務局長

排水能力。

○望月盛土対策課長

さっきの[REDACTED]の話、もうちょっといいですか。どういう会話があったんですか。

○福田土地対策課長

出してみます。

○清水総務局参事

「沢沿いの箇所を埋めるには、地形に沿って暗渠を入れたほうが良いという話をしたことがあるんですが、それでもやらなかったんですか、そういうことです」と。

○内藤総務局長

■■■■もそんなことを言ってたような。■■■■が。

○清水総務局参事

そっちは見たことがないんですけどね。

○望月盛土対策課長

実際にやってるのかを？

○福田土地対策課長

結局、⑤区域の真ん中の地下に恐らく多分掘っている。ここで熱海土木が管を入れろと言った位置というのは、実際は市道沿い、側道沿いのところに入れたほうがいいよと言っていて、だから、その場所には入ってないという意味で言ったという話です。

○望月盛土対策課長

沢のところには暗渠を入れろというような指導をしたんだけど、やっていなかったということではなくて？

○福田土地対策課長

そうではなくて。という説明を聞いています。

○望月盛土対策課長

では、■■■■は沢に入れた、A、B工区、Aは分からないけど、Bは入れた沢があると。

○福田土地対策課長

入れたというか、入れているのを見た、埋設されているのを見た。

○清水総務局参事

透水管を。

○内藤総務局長

透水管って言ってましたよね。Aのほうに入っているところにつなげたみたいな言い方を。

○清水総務局参事

そう。つなげると言っていたという。

○望月盛土対策課長

それ、正確に書いたほうが、何かやっていないような言い方になっちゃうと、ちょっと、結構問題というか、クローズアップされてしまうのではないかなど。

○福田土地対策課長

これを入れてしまうと、確かに整合性が。

○清水総務局参事

なので、聞き取り調査の結果とセットにしないと、あれですよ。

○福田土地対策課長

セットにしても、分からないといえば分からないんですよ。

○清水総務局参事

あとはあれなんですかね、用途廃止の写真の話とかも入れるような感じに。

○福田土地対策課長

あの写真。

○清水総務局参事

あの写真というか、ここにあるみたいなのが分かるように。

○福田土地対策課長

3ポツ目にその辺の説明が書いてあるといえば書いてあるんですけどね。「暗渠排水の流末と見られる排水口の存在を確認することができる」というのは。

実際に用途廃止の申請書、あれは公文書としてつけるので。

○内藤総務局長

ここはあれですよ、聞き取り調査の結果を。

○福田土地対策課長

そうですね、後ろに。

○内藤総務局長

あとはよろしいでしょうか。

では、18 ページ。紙で言うと 13 ですかね。

1ポツ目の、「2003 年2月より以前に現地調査を実施した」と書いてあるので、2ポツ目に「2003 年2月の現地調査後」と書いてある、多分この現地調査って違うよね。

○福田土地対策課長

違いますね、行っている者が。

○内藤総務局長

ちょっとそれ、読んでいてすごい分かりにくいので。

○福田土地対策課長

違和感ありますか。

○内藤総務局長

何か別の言い方に変えるとか、何か説明が必要かなと思うんですけど。

○清水総務局参事

場合によっては、1ポツ目の現地調査を抜いてしまってもいいかもしれないのではないですか。

○内藤総務局長

「事実を認知していた」。

○清水総務局参事

「無許可開発の事実を認知していた」で。

○内藤総務局長

「していた」でいいのか。そうすれば分かりますよね、意味が通るというか。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

あと、一番最後なんですけど、考察のところの2ポツ目、「措置命令に基づく防災工事については、公文書がほとんど残存しておらず、防災工事の承認以降の2年弱の期間の対応が適切であったかの検証・評価はできない」と。「結果として、沈砂池が適切に設置されたと思われることから、土木の対応に不備はなかった」と書いてあるんですけど、「沈砂池が適切に設置されたと思われる」までは書いていいと思うんですけど、そこで止めるのかなという。

○福田土地対策課長

後ろの熱海土木以下は。

○内藤総務局長

これ、ここでは言い切れない。2年間も何もなかったというのは、本当に熱海土木の対応が不備がなかったのかというのは言い切れないなど。ただ、沈砂池ができたというのは間違いないとすれば、「沈砂池は適切に設置された」、そこまでは言っているのかなと思うんですけど。

○福田土地対策課長

2年間放置していたんじゃないかと。

○内藤総務局長

分からないですよ。

○福田土地対策課長

確かに、何か積極的には動いてなかったみたいですね。

○内藤総務局長

そのほか、何かありますか。

○清水総務局参事

細かいところで、また和暦の入れるところなんですけど、2003年のH15なんですけど、真ん中のポツにH15が入っているんですけど、1ポツ目のほうでも入れてください。

○福田土地対策課長

わかりました。

○清水総務局参事

このページはそれだけです。

○内藤総務局長

そのほか、どうでしょうか。

では、次、19ページ。紙の14ページ。

○望月盛土対策課長

今のページ、前のページですけど、考察の上のところ、防災工事完了届等の公文書が残存してなくて、完了検査を実施しというのがありますよね。公文書がないけども、ヒアリングの結果ということでもいいんですか。

○福田土地対策課長

そうです。

○望月盛土対策課長

何かヒアリングの結果って、どこかにありましたっけ。

○内藤総務局長

これ全部ヒアリングの結果なんですね、でも、よく見ると。

○福田土地対策課長

そうなんですよ。この辺は公文書がないところなので。

○内藤総務局長

ないからね。

○福田土地対策課長

「とのことであった」になっているんですよ。

○内藤総務局長

とのことであった。

○望月盛土対策課長

それで断定せずに、「沈砂池が適切に設置されていると思われる」というふうにするんですね。

○内藤総務局長

沈砂池は。本当はここも。

○清水総務局参事

なので、場合によっては考察のところに、「当時の担当職員からの聞き取り調査を踏まえれば」みたいな。

○内藤総務局長

それを入れたほうが。「聞き取り結果から」というのは入れますか。

すみません、14に行っていないですかね。清水さん。

○清水総務局参事

囲みの中で、これはまた略称との関係があると思うので、1ポツ目の「都計法 29 条に違反し」、これ、住所が入っているんですけど、ここも④無許可開発区域と置き換えてしまえばいいのかなと思って。あとは略称というか、取っているところを全部丸数字に置き換えるというような感じで。

あと、細かい話ですけど、この囲みの中の行間がほかと違うような気がして。ちょっと広

い気がして。

○福田土地対策課長
文字間も広いんですよね、確かに。

○清水総務局参事
そこをちょっと。

○福田土地対策課長
はい。

○清水総務局参事
それと、昨日の話をしてしまって恐縮なんですけど、昨日の土採取の[REDACTED]のコメントとかあったじゃないですか。あそこも何か広くて。

○福田土地対策課長
本当ですか。

○清水総務局参事
ごめんなさい、今思い出したので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ここ、何で四角で囲っているんですしたっけ。

○清水総務局参事
当時、[REDACTED]は次のような状況にあったというところの状況として特出しするために囲ってある。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
白丸でこうやっているのだから分かる。

○清水総務局参事
なるほど。

○内藤総務局長
強調する意味が何かあるのか。

○清水総務局参事
見せ方が違うから、それで分かるということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

特段、何かあるんだったらいいんですけど。取れますか。

○福田土地対策課長

囲みは確かに。

○内藤総務局長

囲まなくてもいいかもしれないね。でも、そうすると1段下げないと。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

囲みの一番最後の行の、「⑤区域における開発行為の」ですよね。「を」ではなくて。

○清水総務局参事

細かくて恐縮なんですけど、その囲みの下の出だしの「熱海土木」となっているんですけど、「県熱海土木」で。あと、考察のところの3行目も「県熱海土木等」。

あと、この考察の、伊豆山地域でという言い方でいいんですか。伊豆山地区、伊豆山地域。地域でいいんですしたっけ。地区？

○福田土地対策課長

地区と地域ってよく分からないですよね。

○清水総務局参事

どっちも使っているんですしたっけ。では、いいのか。そこが分からなかっただけなので。

○福田土地対策課長

地区のような気がしないでもない。

○内藤総務局長

地区がいいかもしれない。

○福田土地対策課長

地域だと広過ぎるような。

○内藤総務局長

もうちょっと広い感じですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

考察の上のポツの中の3行目の一番下にも「土木事務所長、市町村長に通知している」と書いてあるじゃないですか。この土木事務所長って、県土木事務所長。

○福田土地対策課長

そうか。県ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

県土木事務所長でいいですね。

○福田土地対策課長

全員ですからね、土木事務所長は。

○内藤総務局長

じゃあ、15 ページ。ファイルでいうと 20 ページ。

これは事実関係の3ポツ目の後ろのほうに「樹木を除去しないで～」、あと「盛り土地盤に擁壁～」って、これ、ちょっと意味が分からないので、もう少ししっかり引用して。

○清水総務局参事

これ全部、前に意見をさせていただいたときに、全部書くのが面倒くさかったので、「～」で表現しているもので、これ自体は最初の「～」のほうが、D013 の4ページ目に■■■■の発言であるものですから、あと、後ろの「盛り土地盤に」というものはD37の3ページ目、6分の3ページ目に、これも■■■■となっていたような気がするものですから。

○福田土地対策課長

そうでしたね、確かに。■■■■か、■■■■。全文は書けないけど。

○内藤総務局長

これも全部聞き取り調査のあれなんですよ。次の「また、2003年3月の」とか。公文書があるんでしょう。

○福田土地対策課長

これは公文書です。

○内藤総務局長

対応記録から。一番下が「とのことであった」だから、聞き取りですかね。

○福田土地対策課長

これは聞き取りですね。そうですね。

○清水総務局参事

4ポツ目のマニフェストのところなんですけど、「マニフェストの提出を求めるなど」と書いてあるんですけど、結果、提出されたかどうかは確認できてないものですから、「マニフェストの提出を裏づける公文書は確認できなかった」のような、括弧書きで入れておいたほうがいいかなど。

あとは、県の組織には「県」とつけるような感じで、県熱海土木と県土地対策室と。熱海土木とか、幾つか出てくるんですけど。

○内藤総務局長

県熱海保健所というのも出てくる。

○清水総務局参事

そうですね。そこも「県」を入れないとあれですね。

○内藤総務局長

これは略さないの？

○清水総務局参事

これはここしか多分出てこなかったと思うので、これはちょっと略せないかなと思っています。県熱保みたいになっちゃうので。

○福田土地対策課長

どこだか分からないね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

では、熱海土木には全部つく。あと、土地対策室も。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

よろしいですか。

○清水総務局参事

考察のところ。

○内藤総務局長

考察の部分は、一番下の考察のところなんですけど、これも、最後、「その状況に対応した措置を講じたものと考えられる」と書いてあるんですけど、ちょっとそれは言えないので

はないかなと思うんですけど。

○福田土地対策課長
言い過ぎ？

○内藤総務局長
ただ、まず公文書で処理されたか確認できないというのは間違いないですよ。

○福田土地対策課長
そうですね。

○内藤総務局長
ただ、「当時の土木と土地対策室は再三にわたって盛土材に樹木を混入することのないよう指導していた」、これは事実ですよ。

○福田土地対策課長
そうです。

○内藤総務局長
それから、許可に当たって、有機物が混入することのないようという条件を付していた事実はあると。それしか言えないのかなと。

○福田土地対策課長
確かにやったかどうか分からない。

○内藤総務局長
だから、確認はできないけど、こういうことをやっていた事実は確認できたとしか言えないのかなと。だからどうだということとはちょっと分からない。聞き取ったらこう言っていた人がいたというのであればいいですけどね。それを書けばいいと思うんですけど。やったはずだけどもうこのことを言っていたとか。

○福田土地対策課長
そうなんです。ここはそういうコメントは全く拾えなかったんですよ。

○内藤総務局長
次のページの最初のポツもそうなんですけど、これも、⑤区域に廃棄されたガラスくず入りの袋やスクラップ等については県熱海保健所に通報し、処分に関し相談していた事実はあるということしか言えない。無許可区域に放置された倒木については分からないですよ。分からないけど、こういうスクラップなんかについては保健所に通報していた

よとしか書けないのかなど。

○福田土地対策課長

事実で止めてしまうということですよ。

○内藤総務局長

そうです。

いいですか。じゃあ、16 ページ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

3つ目のポツの「指導していた」の「。」をつけて。

○福田土地対策課長

そうですね。ここも抜けていました。

○内藤総務局長

15 ページ。

○福田土地対策課長

句点が入る。

○内藤総務局長

15 ページはいいですか。

○清水総務局参事

はい。

○内藤総務局長

では、16 ページ。

これが一番問題なんですけど、21 ページか、ファイルで言うと。下から2つ目のポツで、これは例の「排水施設全体の設計上、計画降雨量及び排水施設の流下能力の算定ともに問題はなく、都計法に規定される技術基準に適合するものであった」と。これは本当なのかということなんですけども。

○福田土地対策課長

この前見せたとおりです。基準値の計算もやり直していますし。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

流域は確認できた？

○福田土地対策課長

流域が、図面から拾っているんじゃないくて、計算で出していました、面積を。何かちよつと変わった、持ってないかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

図面に書いてあった数字と計算上の数字が違っていたもので、そこが解明できたんじゃないくて。

○福田土地対策課長

解明はできています。

○内藤総務局長

できたんですね。

○福田土地対策課長

こういう出し方をしているという。今日持ってきてないので。

○清水総務局参事

それって、どこかに参考資料か何かでつけたりとかはいいんですかね、その解明できたもの。

○内藤総務局長

そうかもしれないね。重要なところだよな。

○福田土地対策課長

ある意味大きな成果だとは思うので。

○内藤総務局長

これが間違いなかったという証明できるよね。ここの能力がなかったのではないかというのとは相当言われているところなので。いや、あったんですよと、少なくとも計画上ですけどね。

○福田土地対策課長

あれは、でも、XXXXXXXXXXの開発許可申請書そのままなので。

○内藤総務局長

だから、それがちゃんと正しいのかどうなのかというのをしっかり県は審査をしていた

ということになる。

○清水総務局参事

今、解明できたと言ったものを技術職の委員の方にも確認していただいたりしたほうが、堅いかなと。

○福田土地対策課長

持ってくればよかったね、確かに。

○内藤総務局長

それ、またちょっと、後追いでもいいので、平行してちょっと。

○福田土地対策課長

この後、休憩ありますよね。

○内藤総務局長

休憩というか、そんなすぐできるの、これ。

○福田土地対策課長

持ってくれば、紙に計算式が書いてあるので。

○清水総務局参事

ただ、検算とかしたりとか。

○内藤総務局長

この場でばばっというよりも、ちょっとじっくり見ていただきたいなと思って、杉本さんとか、望月さんとか、大川井さんに。

分かりました。そういうことなら、この記述はいいと思いますけど。

そのほか、よろしいでしょうか。清水さん。

○清水総務局参事

この考察の続きなので、次のページも行っていいんですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

では、ちょっとその前に。確認・判明した事実の2つ目のポツで、最後の文章のところに「第三者性があると判断したとの」。

○内藤総務局長

「。。」って2つあるね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「が」でいいんですかね、これ。「また、法人所在地も異なることから」。

○福田土地対策課長

「第三者性があると判断したとのことであった」。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「が」でいいんだ。

○福田土地対策課長

「第三者性を」ですか。句点が2つあるところも直します。

○内藤総務局長

17、じゃあいいですか。

○清水総務局参事

昨日どうだったか分からないんですけど、一番上のポツで、1行目から2行目にかけて、「 社長の を通じ関係のある業者との認識があった」となっているのを、ここを「 社長の と関係のある業者ではないかと推測していた」でどうでしょう。

○福田土地対策課長

法務課ではなくて、清水さんの考えですか。

○清水総務局参事

法務課からもどうかと言われたなど。「認識」もちよっともしかしたら言い過ぎかもしれないなど思い、「推測していた」のほうが何か、実際のあれに合うかなど。

○福田土地対策課長

 の社長の と。

○清水総務局参事

「関係のある業者ではないか。」

○福田土地対策課長

「と関係のある業者ではないか。」

○清水総務局参事

「と推測していた。」

あと、このページの一番下のポツの、「同一職員が主担当として処理していることから」のところに「本件については」と入れても、入れたほうがいいかなと思ってですね。

○福田土地対策課長

「本件が市に引き継がれて以降も、本件については。」本件、本件になってしまう。

○清水総務局参事

本当ですね。そこら辺があったな。じゃあいいのか。

○内藤総務局長

いいんじゃない。

○清水総務局参事

なくてもいいですね。

あと、確認・判明した事実の1ポツ目の「熱海市」は単に「市」でも。

○福田土地対策課長

市ですか。

○清水総務局参事

単に市とできる市だと思う。

○内藤総務局長

そのほか、どうでしょうか。

○望月盛土対策課長

すみません、ちょっと戻ってますけど、さっき排水の計算の話ですけど、もともと排水を設計したときというのはC工区で計算したんですよ。

○福田土地対策課長

そうです。

○望月盛土対策課長

そのときに、上のE工区とかの計画はなかった？

○福田土地対策課長

ない。申請上は全然出てくる話じゃないので。

○望月盛土対策課長

ない前提の、流域的に算出して問題なかったと。

○福田土地対策課長

そうです。

○望月盛土対策課長

今度は開発、その後に入っちゃったもので、それで計算しても問題なかったというストーリーでいいですね。

○福田土地対策課長

あくまで申請時の話ですから。申請時というのは、図書上の数値に問題がなかった。

○内藤総務局長

申請時点ではC工区のみで。

○福田土地対策課長

そう、C工区オンリーですから。

○内藤総務局長

そうだとすると、十分満たしていたということ。

○福田土地対策課長

その後どうだったかまでは。

○望月盛土対策課長

本当は今どうだったというのを知りたいんですけど。それが原因で崩れたと言っているんだから、それは県が所管するわけではないんだけど、それは当時の申請自体は問題なかったという言い方だけしかできない。もし必要だったら、そこはちょっとコメントというか、加筆しておかないと、それなりの開発があるので、大きい話になってしまう。

○福田土地対策課長

その辺、だから、こう書いてあるんですよ。「本件開発行為の許可申請に係る排水計画に関する当時の申請図書について」という一文が入っていて、あくまで申請図書を見ての判断になる。だから、その後のことまでというのはちょっと、特にここでは拾わないでくださいねと。そこまではちょっと言及してませんが。

○望月盛土対策課長

これを読んで理解してくれるかですね。もう少し丁寧に書いておいたほうが、後で言

われないかなと思って。

○福田土地対策課長
ちょっと加筆してみます。

○内藤総務局長
もう少し、そうですね。
どういう感じですか、望月さん。キーワードは何か。

○福田土地対策課長
施工を確認したわけではないということですよ。

○望月盛土対策課長
その当時の申請書はないんですよね？

○福田土地対策課長
ありますよ。

○望月盛土対策課長
あるんですね。計算式も入ってるものが、あるんですね。

○福田土地対策課長
はい。この前見ていただいた……。

○望月盛土対策課長
そうすると、その計算結果はC工区の開発に関わるものだけ対象にしている。その後の開発については対象外ということですね。

○福田土地対策課長
今、望月課長がおっしゃっているその後というのは、それはE工区とかD工区のことということですね。C工区の特に完了して出来上がった物件についてという意味ではなくて。

○内藤総務局長
当時の申請時点ではEとかDはまだなくて、Cだけだったよ、その申請を市にする段階では、その施設の能力に問題はないということが確認できた。

○福田土地対策課長
C工区のみということですね。

○望月盛土対策課長

もともとE工区とかD工区は知らない話ですから。

○福田土地対策課長

この時点ではそうです。

○望月盛土対策課長

知ってるとおかしいですね。

○福田土地対策課長

そもそも、この時点でC工区なんて言葉はないので。その辺、少し考えてみますけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

E工区の許可を出したのは市だよな。

○内藤総務局長

市です。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

市だよな。

○福田土地対策課長

もちろん。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その資料はないんだよね。

○福田土地対策課長

あるでしょう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それを見ると、どうなっているかも全部。

市の関係だったらしようがないな。当然、これは関係ないんだけど。

○福田土地対策課長

この前も少し話しましたが、流域面積が倍に増えていますけど、その場で。増えているので、悪くないのですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、そのときにあそこに流れてくる経過がどうなってるのかって。そこは違うということ。

○内藤総務局長

そこは県が受け付けてないので。

○福田土地対策課長

もし御覧になりたいければ、書類をお持ちしますよ。

○望月盛土対策課長

いいです。

○内藤総務局長

いいですか、23 ページ行ってしまって。プリントだと18 ページ。

○清水総務局参事

マイナス要因のところは、必要な部分は後でこういう書きぶりはどうでしょうかというのを、お送りすると言っておきながらお送りできなかったです。

一応、ニュアンスとしては、県の熱海土木で組織改編があって、人の配置的に、17年の人事交流職員の心理的な面からは県に相談しにくい状況が生じてしまったかもしれないけど、県の熱海土木としては、市から相談があった場合には対応ができる体制は整えられていたと考えられるというような、組織的なところはそういう感じかなと思っていて、ただ、ということで、最終的には市で判断してくださいというような回答だったよというところがあったので、その部分については、今も書いてあるんですけども、市で判断すべきものという回答が中心であったとすれば、市への権限移譲により、県からはその開発行為の許可権限等がなくなったこと、また、地域の自主性、自立性を高めるという権利移譲の目的を厳格に解釈したことによるためと思われるよ、しかしながら、というような形で、そんな形でどうかなと思っています。

○福田土地対策課長

じゃあ、2ポツ目と3ポツ目をこう。

○清水総務局参事

そうですね、ちょっと2ポツ目は結構変えて、3ポツ目は少し。

○福田土地対策課長

いいですか、任せてしまって、そこ。

○清水総務局参事

そこは、マイナス要因という意見を出したのは私なものですから、そこは直します。

○福田土地対策課長

では、おねがいします。

○内藤総務局長

それから、土木職の配置のことについて、引き続き御確認をお願いします。

○福田土地対策課長

そうですね。これはちょっと██████に聞かないと分からないので、もしかすると熱海にいなかったのかもしれませんが、それを聞いて、いるのかなと思って、当時の聞き取りの聴取記録を見たんですけど、載っていない。

○内藤総務局長

そのほか、ありますでしょうか。

○清水総務局参事

この一番下の考察……。

○内藤総務局長

考察の一番下。

○清水総務局参事

考察の一番下のポツで、さっきと同じように、「██████社長の██████と関係のある業者ではないかと推測していた」と。

○内藤総務局長

「██████社長の██████を通じ」。

○清水総務局参事

「██████と関係のある業者」。

○内藤総務局長

「██████を通じ」って書いてある。「██████と関係のある業者ではないかと推測していたことがうかがえる」。

ほかによろしいでしょうか。

では、最後のページか。24 ページ。紙だと、24 ページ。

すみません、タイトルはつけていただいている、これでいいと思うんですけど、かぎ括

弧の中はこういうことではなくて、申し訳ないんだけど、森林法みたいに、発生前の取り組みなのか、発生後の新たな取り組みなのか、今後やっていく取り組みなのかという、その区分を書いていただきたい。森林法のを御覧いただければ分かると思います。統一したいものですから。

○福田土地対策課長
分かりました。

○内藤総務局長
何かよろしいでしょうか、ほかに。

○清水総務局参事
(2)の2つ目の白丸で、ここは「市町等から」となっているんですけど、「等」が思いつけなかったの、「等」を取ってもいいかなと思いました。何か想定があるんですって？

○福田土地対策課長
「等」は電話が結構いろいろなところからあって、市町だけじゃなくて、県民からもあったりしますの。

○清水総務局参事
そうなんですね。そういった意味なんですね。

○福田土地対策課長
業者であったりとか。

○清水総務局参事
あともう1個、「県法務課の困難事案支援チーム」と書いてあるんですけど、場合によっては法務課は取ってもいいのかなと思っていて。

○内藤総務局長
困難事案支援チームでいいです。これ。

○清水総務局参事
どっちがいいですかね。「県の」とあったほうがいいですかね。それとも、そのまま。

○内藤総務局長
「県の」かな。県のといっても、県に決まってるんだよね。いいよ。

○清水総務局参事
確かにそうですね。

○福田土地対策課長
場合によっては。

○清水総務局参事
そうか、これ、県の対策ですもんね。

○福田土地対策課長
結局、「県法務課の」というのは取っていいですか。

○内藤総務局長
取ってください。
今のところの次の次の行の「県市町が参加する連絡協議会などの場」と書いてあるんですけど、これって具体的に何とか会議とか。

○福田土地対策課長
ありますよ、もちろん。

○内藤総務局長
あります？

○福田土地対策課長
そのままですけど、県……。

○内藤総務局長
あるなら、そういう何とか会議の場においてとかというふうに書いていただいたほうが。

○福田土地対策課長
そのままだけ。県市町連絡協議会だけ。

○内藤総務局長
その具体的な名称を。

○福田土地対策課長
はい。じゃあ、名称で。

○内藤総務局長

今、既にあるということですね。

○福田土地対策課長

あります。

○清水総務局参事

ごめんなさい、つまらないことで。1行空けたいなど。下に余裕があるものですから。

○望月盛土対策課長

ここに入れる話ではないのかもしれないんだけど、先ほど公文書の管理ができてなかったというか、書面がどこでなくなっているというか、それを受けて、いろいろ行政対応の検証をしていたとなってるけど、結果的にこれ以上検証できないというのをどこかに入れておいたほうがいいのかなど。この辺りが限界ですよというのを、ここでいろいろ入れるのか、また別に入れるのか分からないですが。

○清水総務局参事

残ってなかったのが、故意に捨てたとか、そういうのだったらあれなんですけど、公文書の現状のルールに基づいて管理していて、それに従って廃棄されているという状況だとしたら、それがいけないかと言われると、それはいけなくはないんですよ。なので、そこの区別がちょっと難しいなと思ってですね。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。何か不自然に抜けている区間があったりするので、それがもともとないものなのか、それとも何かでなくなっているのか。

○清水総務局参事

でも、別に不自然に抜けているわけではないので。

○福田土地対策課長

そうそう。もともとなくて、ないだけの可能性もあるんですよ。非常にそこは判断しづらいので。

○内藤総務局長

提言でも、行政文書の在り方については、別の項目で提言の3というのがあって、行政記録の在り方というのは言われているんですよ。

○清水総務局参事

今、それで条例の整備が。

○内藤総務局長

条例を整備したのか分からないんですけど、そこについては、そっちで答えるようなかたちになるのかもしれないですね。

ただ、かなり重要かつ異例なものだとしたら、熱海土木が廃棄してしまったというのは、ちょっといかがなものかとは思いますがね。それはちょっと、それは書いてもいいかもしれないですね、こういう文書が残されてなかったというのは、どう評価するかですけど。保存年限に従って処分しただけだということかもしれないんですけど。

○清水総務局参事

そうすると、ここで都計法の中で書くんですか。例示されているのかと、ほかの文書では、特にはどう。

○片山廃棄物リサイクル課長

一応、この後ちょっと、まだうちも書き切れてないんですけど、一応部の中での案として、廃棄物処理法は記録がたくさん残っていたというところは、説明しておきたいという意見があるものですから、そこは今、加えるかどうかというのを検討してます。今、皆さんのところに配付してあるものにはないんですが、その辺を入れようかなという。

○福田土地対策課長

それはプラス評価のほうにですよ。

○内藤総務局長

11 ページのところには何か書いてあるんですね、法務省。

○福田土地対策課長

若干書いてあるんですよ。11 ページもそうだし、書き出しのところでも、「公文書が残存していないこと等から把握できない」という。

○内藤総務局長

ここで、熱海は 10 年保存で廃棄してしまったのではないかと、ただ、県土地対策室と建築安全推進室においては希少な措置命令事案であることから保存していたということですよ。

○福田土地対策課長

そうですね。さっきおっしゃられたみたいに整合性が取れてないといえば、確かにそうなんですけど。

○内藤総務局長

熱海土木でも希少な措置命令事案であるということは。

○片山廃棄物リサイクル課長

権限が違うというのはあるんですかね。熱海土木は、例えば廃掃法は、行政指導は出先がやるが、行政処分は県庁がやるというような、そういった事務決裁のすみ分けがあって、農林は違うんですよね、たしか。土木農林は事務所ができてしまうんですよね。

○福田土地対策課長

そう。こちらは事務所が全部。

○内藤総務局長

措置命令も全部事務所がやるので。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんですか。

○内藤総務局長

そもそもこちらに残っている文書も熱海土木の文書なんですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。なので、何だっけ、副本ではなくて。

○福田土地対策課長

副本。

○片山廃棄物リサイクル課長

副本ではないほう、何ていうんだっけ。正本か。

○福田土地対策課長

正本。

○片山廃棄物リサイクル課長

正本が向こうですもんね。

○内藤総務局長

ちょっとこれ、提言3での回答の中でもあるもので、そちらで考えたいなと思います、これは。

ほかはありますでしょうか。

いいですか。それじゃあ、一旦ここで休憩したいと思います。

(休 憩)

○内藤総務局長

それでは、会議を再開します。

それでは、次、全体版について。では、清水さんのほうから説明をお願いします。

○清水総務局参事

今日、11時18分頃にメールをお送りさせていただきました。そのメールに添付している行政対応の相互関係③というものを、これは昨日の会議のときにお送りしていたものときほど変わらないのであれなんですけども、昨日の時点から少し手を加えたところを青くしてあるというような形です。

一応、赤くしてあるのが、1回皆さんに御確認いただいた後に少しさわっているところがあるものですから、そのさわったところを赤くしているんですけども、さわったところを御説明させていただきます。まず一番最初の「土地改変行為等が行われた時期」というところで、ここは下の時期の対比をするに当たって、それぞれの土地改変行為等が行われた区域における、その行為の始期と終期に当たるようなところぐらいは分かるようにしたほうがいいのかと思います、行為の始期に当たると思われるところと、終期に当たると思われるところを入れていて、備考のところには、補足で入れておいたほうがいいのかと思われる情報を入れてあります。終わっていないものについては、終わっていないということが分かるように、例えば①区域でいうと、完了届がまだ提出されてませんよと分かるようになっていて、あとは、D工区についてはそもそも事業が未完了ですよというところと、あと、⑥区域については是正が未完了ですよというような形で入れさせていただいています。

その下が時期の対比ということで、区分の名称を、区域の記載の仕方を変えたものですから、色を変えさせていただいています。

次のページが、タイトルを昨日の目次に合わせて変えたものですから、そこを変えましたというところなんです。あとは事実関係は、修正等は特にはなくて、つらつらと行っていただいて、論点と考察のところなんですけど、まず論点のところは、(1)のほうなんですけど、以前御確認いただいたものだと、それぞれの区域の行政対応と盛土行為が関係があったか、あとは④、⑤、⑥区域がそれぞれ関係があったかのような、そういったような形で論点の記載をしていたのですが、下のほうで考察を書いていくときに、関係があったかという表現だとなかなか、この論点を設けた趣旨の説明がしにくいかなと思ったものですから、それぞれ「①区域における盛土行為への影響等を考慮できたか」、④、⑤、⑥区域の相互については、「それぞれの区域への影響等を考慮できたか」というような形で、今修正をしておいています。

それを踏まえて、確認・判明した事実と考察という形になってくるんですが、4の(1)の確認・判明した事実については、まず1ポツ目、赤くしてあるんですけども、これは前回のときに「盛土行為が本格化した」というような表現をしていて、「本格化した」だと少し時点が取りづらいというか、ちょっと分かりにくいというところがあったものですから、そこ

を「着手」というような形に置き換えさせていただきました。あとは区域の名称の呼び方を変えたところと、あと、「⑥区域においては」というようなところで、ここを少し直しているんですけども、これについては、不適正な保管であるとか、不適正な処分というのは、まだ断言できるような状況ではないものですから、その「疑われる行為」というような、ちょっと疑われるよというところを補記しています。

あと、その下のポツの修正点は、先ほど都計法の中で意見させていただいた、関係のある業者ではないかというところ、これは「認識」となっているんですけども、「推測」に置き換えるような形で考えたいと思っています。

実際の考察のところですが、少し長いのですが、読ませていただきますと、まず④、⑤、⑥の区域の土地改変行為の行政対応と、①区域の盛土行為の、ここもタイトルを変えなければいけないかもしれないのですが、その関係というところで、まず「④区域・無許可開発の是正完了は2005年の6月である、2007年4月の①区域の盛土行為、この着手前であることから、当該無許可開発に係る行政対応において、盛土行為への影響等は考慮できないと考える。」そもそも時点が違うので考慮できないだろうというところ です。

次のポツが、「④区域・C工区の宅地造成に係る開発行為の許可申請の時期は2006年3月、工事完了は2006年11月である。いずれも盛土行為の着手前であることから、当該申請の審査等において、盛土行為への影響等は考慮できないと考える。」これは何で「審査等」と言ったかというところ、一番考慮できるタイミングとしては、許可申請があったときの申請の内容を確認するときに一番そのタイミングとしては適切かなというところ、
「申請の審査等」というような表現にさせていただいています。

次のポツが、「④区域・D工区の宅地造成に係る林地開発の許可申請は2008年5月と、盛土行為の着手後に行われているけど、①区域から物理的に離れている。」D工区は鳴沢川流域であるよというところ、当該申請の審査等において、盛土行為は考慮の対象外であると。もともと流域も違うしというところ、この林地開発の許可申請を審査するに当たっては、①区域の盛土行為というのは、そもそも考慮する対象外でないかと考えられますよというところを言っています。

なお書きで、森林のほうで調査をしていただいた表流水の実際どう流れているかというところを確認をしていただいているものですから、そもそもそっちには行ってないので、①区域には影響はないということをここに追記しているような形になります。

次が、「⑤区域の宅地造成に係る開発行為の許可申請の時期は2002年12月、工事完了は2006年3月である。いずれも盛土行為の着手前であることから、やはり申請の審査等においては、盛土行為への影響等は考慮できないと考える。」と。

それぞれの区域ごとと言っているんですけども、論点が同じものについては交ぜることもできるかなと思ったんですけども、交ぜてしまうと分かりにくくなってしまふかなと思ったので、区域ごと、それぞれ書かせていただいています。

次のポツで、⑥区域、ごめんなさい、何か「への搬入された」、ちょっとその辺がおかしいんですけど、後で直します。「⑥区域へ搬入された廃棄物への行政対応の時期は2009年2月以降と、盛土行為が行われた時期と重なるが、廃棄物処理法による是正指

導等の対象となるのは⑥区域であり、①区域には及ばないことから、当該廃棄物に係る行政対応において、盛土行為には関与できないと考える。」これは少し表現を変えていますけれども、そもそも廃棄物処理法で入っていけるのは、廃棄物が置かれている⑥区域だけで、⑥区域の廃棄物が①区域にあるわけではないので、⑥区域に搬入された廃棄物の対応によって、①区域のほうにああだこうだというのが言える関係ではないものですから、関与できないという表現にしています。

なお書きで、⑥区域に廃棄物があったもので、ほかの区域に廃棄物を誘発したのではないかというような、そういったことも言われているものですから、ただ、実際に公文書を確認していく中でそういうことが分かるかということ、分かる事実はなかったものですから、公文書から検証するのは困難であったというような形にしています。

これが④、⑤、⑥と①区域の関係で、次が④、⑤、⑥それぞれの関係ということなんですけれども、これもいろいろ議論されていく中で、いろんな法律でそれぞれ対応できたんではないかというような、そういったような見方をされるところもあるものですから、④、⑤、⑥それぞれについても、何か関与できることがあったのか、なかったのかということを見る必要があるのではないかとということで書かせていただいています。

⑤からいきますと、⑤区域の宅地造成に係る開発行為の許可申請の時期は2002年12月、工事完了は2006年3月、④区域の宅地造成の着手前であるものですから、前と同じように、申請の審査等においては、④区域の宅地造成への影響等は考慮できないと、そういう形になっています。

先に⑥のほうから行かせていただきますと、ページ変わって一番最初のポツなんですけれども、⑥区域に搬入されたのは、建築物の解体工事によって発生した廃棄物になるものですから、④区域と⑤区域の工事は宅地造成で解体工事ではないものですから、⑥に持ち込まれるようなものが出る工事ではないということで、⑥区域への廃棄物への搬入と直接の関係はないと考えますというような形で整理しています。

あと、戻っていただいて、④と⑤の関係なんですけれども、④の無許可開発と、ここも表現を変えなければいけないのですが、④無許可開発区域と⑤区域の、ちょっと宅地造成が言葉を直したほうがいいのかもしいのですが、については、開発行為許可違反によって、いずれも土砂流出の防止等の工事に、土砂流出の防止等についての措置、防災工事の命令を受けているような状況がありますというところで、公文書上は実施された防災工事の内容は確認できなかったのですけれども、両区域における防災工事について、■■■■の関係者、これは■■■■の■■■■のことなんです、■■■■の関係者からは、防災工事の作成に当たっては、⑤区域と④無許可開発区域の状況を把握して、全体として考えるというような認識が示されていたり、あとは公文書上の確認はできていないのですが、この工事については完了検査を経て命令が解除されたというところが見受けられる部分があるものですから、工事自体は適切に実施されたと思われるが、思われるだけで、公文書上は確認するのは困難であったというようなところを、断言はできないので、困難であったという締めでどうかなと考えています。

あと、④と⑤の関係のところなんですけれども、④のC工区の宅地造成に係る開発行為の許可申請の内容については、これは先ほどの都計法の説明の中で、適正であるこ

とが、流域も含めて確認できたというところなものですから、その部分がちょっとはっきりしなかったので要検討と入れてしまったのですが、そこが確認できれば、これはこのように言えるかなと考えています。

それと、D工区については、D工区から鳴沢川に排水が流れるような、⑤区域を経由して流れるような形になるので、⑤区域への影響を考慮するということは出てくるかなというところがあるんですけども、ただ、その部分については、排水に関する内容を確認できる公文書が残存していなかったため、そこは検証が難しかったですというような流れになるかなと考えています。

次のページに行っていただいて、「本論点を総じた考察」というところで、1ポツ目を新たに加えているんですけども、④区域、これはC工区とD工区と、あと⑤区域の土地改変行為については、盛土行為の着手前に完了しているので、これらの行為への行政対応において、盛土行為の影響は考慮できなかつたと。④区域と⑤区域の宅地造成が盛土行為に与える影響を考慮するという視点で考えるとすると、この盛土行為を行う前に、その周辺区域で過去にどのような土地改変行為が行われたか、あとは今現在、盛土行為を行おうとしている現在、どのような土地改変行為が行われているか等の情報を収集する必要があったんじゃないかということにしています。

これで今、次のポツ、赤文字で「相互関係の有無に関わらず」と書いてあるのですが、これはなくてもいいかなと思っていて、立証はできなかつたものの、④区域の宅地造成に係る開発行為の許可申請者が特定の人物、これは■■■■■のことですけども、■■■■■と同区域の開発行為において法令違反を指摘された者、これは■■■■■のことになるんですけども、その人と関係があるんじゃないかという認識があったのであれば、関係機関間で連携して、3者による土地改変行為等の動向を注視する等の対応する余地もあったのではないかなという、そういうまとめ方にしています。

最初の赤字を削ったのは、これは全く、そんなことがあろうがなかろうが、そういう推測をしていたのだったら、そこを注視するべきだという考えで、その前提条件は別に要らないかなというところで削った形になります。

あとは、(2)の部分については、若干誤記載などがあつたので、それを直したのと、16ページ目の考察の2ポツ目のところは、以前は「情報共有されていれば」だけにとどまっていたんですけども、情報共有するだけじゃなくて、それを踏まえて、どうすべきかというところもやはり必要かと思うので、「対応方針の協議等」というのを付け加えました。

あと、その下のポツについては、県の東部健福がD工区の動きを把握していたという書きぶりだったんですけども、何を把握していたのかというのが分からなかつたものですから、その中身を入れました。

次のページに行っていただいて、考察を踏まえた再発防止策というところで、1点追加させていただいたんですけども、先ほどの過去における土地改変行為の盛土行為への影響の考慮というところで、過去に何があつたか、今何が行われているかというのをやるべきだったというようなところを考察として入れたものですから、その対策として、本件のような許認可等が関係する事案に当たっては、例えばということなんですけれども、許認可申請の対象となる、その場所だけに着目するのではなくて、その周辺におい

て過去に何が行われていたか、今何が行われているか、将来何が行われる予定か、そういったことについて関係者に情報提供を求める仕組みが必要と考えます。これは砂防法の関係などで手続をするときに意見を求めるというような、そういった仕組みも考えるというところがあって、それはまさにそういったことを意識されていたんだなと思ったものですから、それらも踏まえて、ここに追加をさせていただきました。

以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

望月さん、最後に何か。

○望月盛土対策課長

今、読み込みやっていたんだけど、全部よくできていると思う。

○清水総務局参事

ありがとうございます。

○望月盛土対策課長

言い切ってしまうようなところがあって、本当にいいかなというところと、あと、■■■■が最後に委員会の中でいろいろパワーポイントを作って、所与の事実とかがあって、ああいうものを入れておいたほうがいいのかなと。

○清水総務局参事

こういうパワポはあると思うので。

○望月盛土対策課長

その中で、我々がよく使っている所与の事実で、その以前のは一切検討しないとか、事実としてそれを受けて、それ以降のものを設計をする。今回いろんなところで、事前にもし変更しなかったら災害は起きなかったのではないかという議論があるんだけど、本来はそれって、そんな検討しないんですよ。それが事実として受け止めて、それ以降の設計をするということなので、そこら辺の出発点が皆さんばらばら、マスコミの方はばらばらになってしまっているのです。

○清水総務局参事

じゃあ、そこをはっきりさせるという。

○望月盛土対策課長

そうそう。それぐらいは言うておいたほうがいいかなと思います。

○清水総務局参事

ありがとうございます。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

それでは、ほかの皆さんは。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥と①の影響があったかというところですけども、書き方で、廃掃法だけほかの法律と少し目的が違って、廃棄物処理法が目指しているのは、廃棄物があったら、それを適正に処理するという、そういったところを指導するというところなので、①で通報があって見に来てくれとか、現場に行ったらちょうど出くわしたというような事案が2つあるので、そのところは、そういう事案には対応したよということで、関係がなかった、影響がなかったというところは、表現を少し検討したいなと思いました。

○内藤総務局長

今、どこの話。すみません。

○片山廃棄物リサイクル課長

14 ページの黄色の帯がかかっているところの上のところになりますけど、14 ページのポツで言うと2つ目。

○清水総務局参事

⑥区域。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥区域に搬入された廃棄物への行政対応の時期は重なっていると言っているものですから、関連性が出てくるんですけども、是正指導等の対象となるのは⑥区域ですというのはそうなんですけど、①区域で木くずが見つかったとか、瓦礫が見つかったという事例があって、一応それには対応しているので、そこはあえて書かなくていいかな。

○清水総務局参事

あくまでも⑥区域と①区域の関係という。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこを書くかどうかというところがちょっと気になりました。

○清水総務局参事

①区域の廃棄物には対応しているという、そういうニュアンスが出るようにということ

ですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。そのところが上の全体的なところでも、①で木くずが出たとかという、そういうのがあるものですから、そのところをうまく表現できるといいなという。関与できないという、この言い方がちょっとどうかなと思って。

○清水総務局参事

あくまでも⑥区域の廃棄物を理由に①区域には関与できないということを言いたいだけだったんですよ。なので、逆に言うと、①区域の木くずに対しては対応しているみたいなのを一文として入れて。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。それを入れるかどうかということで。
盛土行為には関与できないというか、土砂については廃掃法の範疇じゃないものでというような。

○清水総務局参事

そこはあくまでも、⑥区域の廃棄物をきっかけにして、きっかけというか、理由にして①区域に関与できるかという、それはできませんよということを言いたいので、①区域の木くず混じりの土砂の関係については、別に起こしますよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

というところが分かると、上の木くずの説明とかと、そんなところがちょっとあるのかなというふうに思いました。
要は先生の中でもいわゆる①のところで廃棄物処理法がもっとできたのではないかという言い方をされる方もいるものですから。

○清水総務局参事

①区域について、廃棄物処理法の関係でいうと、あくまでも木くず混じりの土砂と、あとは入り口付近に搬入された瓦くずだとか、その2つしかないということでもいいんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。廃棄物処理法が認知したという……。

○清水総務局参事

県として、その搬入を認識したというか、確認したのは、木くず混じりの土砂と進入路付近に降ろされた瓦とか、そういうくずが混ざった土砂の2つであって、それに対しては

対応しているということが言えたらいいということで。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。そういうことですね。

○内藤総務局長

そのほか、いかがでしょうか。大川井さん。

○大川井森林保全課長

前回のバージョンからすると、論点のところの、事実関係を踏まえた論点と考察と対策のところが大分つながるようになったと見て思いました。

ちょっと気になったのが、13 ページの考察の1つ上のポツ、④区域、⑤区域の土地改変行為に対応した県職員にはという主語で始めて、ここに職員には、「には」にした理由は何かあるのか、このポツの一番最後も「認識していたものの、当時、公式には」って出てきて、「には」、「には」になってしまうので、ここは一番頭の主語が「県職員は」だとよくないですか。

○内藤総務局長

「は」でいいのかな。

○大川井森林保全課長

県職員の一部がという意味で「には」にしたのであれば、そうかなと思ったりはしたんですが。

○清水総務局参事

あまりその認識、なかったかもしれないです。県職員は。「は」でいいですね。

○大川井森林保全課長

それから、その下の考察なんですけど、考察の1ポツ目、④区域・無許可開発の。

○清水総務局参事

ごめんなさい、本当は④無許可開発区域で。

○大川井森林保全課長

それでいいんですね。

○清水総務局参事

略称を反映できてませんでした。

○大川井森林保全課長

了解です。ここ、無許可開発区域のことを言っているんですね。

○清水総務局参事

そうですね。

○大川井森林保全課長

それから、今のところというのは、④、⑤、⑥区域と①区域の関係の話なんですけど、その次のページに行くと、④、⑤、⑥区域の相互の関係が書いてあって、あまりこれが考察のほうにストレートに出てこないなと思って、これが要るのかどうなのかと思ひまして。

○清水総務局参事

ここはあくまでも④、⑤、⑥と①、県が所管する法令でできる限りの対応をしたのかという観点で、①も見るし、①との関係を見るんだったら、④、⑤、⑥相互の関係もどうだというところを一応見ておく必要があるかなというところに入れてあります。ただ、結局D工区だけ分からなかったというような感じになっていしまっているんで、あれなんですけど、片手落ちと言われないかなというところに入れてあるところがあるものですから、そもそもこれをやる必要があるかどうかという議論は確かにあるなとは思ってはいるのですが・・・。

○大川井森林保全課長

入れた人はそういう意図で。

○清水総務局参事

ええ。なので、①と比べるのだったら、④、⑤、⑥と相互も見ろよというようなことも言われるかなというところがあって、④、⑤、⑥相互も比べるというのはなかなか、比べるのは難しいというのは正直あったんですけども。

○内藤総務局長

⑥は本当に関係ないもんね。

○清水総務局参事

⑥はきっぱり関係ないと言えるんですけど。

○内藤総務局長

④と⑤の関係で、ここがうまくいってないから、それが原因だったみたいに言う人もいますよね、実際。ただ、それはさっき言ったように、④と⑤というのは①のもっと以前の話なので、どうしようもないといえませんがね。

○清水総務局参事

あとは④と⑤だけの関係性のところで、そこだけは、関係があるかないかという、関係がある部分はあるという形にはどうしてもなってしまうので、それが何って言われてしまうと、そこを見て何が分かるかと言われるところはあるかなとは確かに思うのですが。

○大川井森林保全課長

そして残した場合に、④、⑤、⑥区域における土地改変行為等の相互の関係の4ポツ目、森林のところなんですけど、14 ページの一番下のポツからなんですけど、「④区域・D工区における宅地造成については、D工区から鳴沢川への排水が⑤区域を経由することから、林地開発許可申請においては、⑤区域への影響を考慮する必要があると考える。しかしながら」、ここからなんですけど、「この排水に関する内容を確認できる公文書が存在していなかったため」はそうなのですが、ちょっとその事情として、聞き取りなどのときでも少し言っていた、宅造に係る部分は何か役割分担して、市が確認していたとか、何かそういった事情もあったなと思って、そこは書いたほうがいいのか、どうかなと思うんですが。

○清水総務局参事

実際に当時の事実としてという。

○大川井森林保全課長

ちょっとそこを検討したいなど。

○清水総務局参事

もし、こういう書きぶりがあるんじゃないかというのがあれば教えてください。僕もどう書くのが適正かというのは分からない部分もあって、こういう形で置いているだけというところがあるものですから、森林法などのほうでも、個別に検証しているので、それらの検証の結果も踏まえつつ書くとする、どうだということを教えていただければ、それを反映したいと思います。

○大川井森林保全課長

私は以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございます。

そのほか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいですか。

○内藤総務局長

はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

自分、読んでいて、13 ページ目にある考察のところに、①区域の盛土行為(以下単に「盛土行為」という)ということで、これ以降の「盛土行為」というのは、①区域のことを言っているということですよ。

○清水総務局参事

そういう意味です。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これって本当にそうかなというところがあって。いいんですよ。

○内藤総務局長

それは例えばどこの部分ですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

例えば、14 ページ目の3ポツ目の、「⑥区域へ搬入された廃棄物への行政対応の時期は2009年以降と、盛土行為が行われていた時期と重なるが。」

作ってくれたこの表を見ながらやっていますよ。

○清水総務局参事

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうことですよ。

○清水総務局参事

なので、このポツは本当に⑥区域に搬入された廃棄物への対応によって、①区域に何かできるか、いや、できないですよという、そこだけです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

少しそこを一応もう1回確認していただくということで、あと、15 ページの「本論点を総じた考察」のところに盛土行為が何か所か出てくるんですけど、それと4行目に書いてある「当該盛土行為」というのが、「当該」とついてくる盛土行為というのは。

○清水総務局参事

これも①区域の盛土行為のつもりで書いています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
当該とつけたのは意味がありますか。

○清水総務局参事
なるほど。要らないといえは要らないですね。確かに要らないですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
「当該盛土行為」って、それ以降も(2)のほうにも当該盛土行為というのが出てくるもので、こっちにも全部入れてる、ずっと続いていくんでしょうけど。

○清水総務局参事
確かに略称を取っているので、「当該」はなくても。

○内藤総務局長
要は源頭部は、あの盛土行為以外の。

○清水総務局参事
盛土行為というのは出てこないの。

○内藤総務局長
出てこないつもりなんだね。

○清水総務局参事
そうですね。単に盛土行為と言えは、それだということになるので、「当該」は要らないですね、確かに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
あと気になったのが、④区域のD工区と①区域が時期的に重なるじゃないですか。D工区の土を①に持ってきたのではないかと、そういう指摘をいろいろ、新聞社の方も含めて、あと写真とかも、そういうふうになにか、相手方の■■■■とかが出してくる写真とかを見たときに、そういうのが出てくるんだけど、あくまでも今回の場合は、それを確認できるような行政資料がなかったから、そこについての土を持ってきたかどうかというところは確認できなかったということもあったので、あえてそういう表現や記述はしてないんだよね。

○清水総務局参事
なので、あくまでもD工区に係る森林法の対応という観点で見たときに、盛土行為への影響をどの場面で考慮するかというと、林地開発許可申請をするときに①の盛土を考えると、それは考えないですよ。

なので、林地開発の審査をするときに、その開発によって出た土をどこに持っていかというのが審査事項の中に含まれるということであれば、そこは考慮しなければいけないということにはなるかなとは思いますが、ただ、D工区、そうか、D工区は重なっているんですかね、そこはそういうことはないのです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

14 ページ目の一番上のところに、そのD工区の関係と①区域との関係のことを記載してあるんだけど、これは、水の関係は確かにこれでいいと思うんだけど、実際に土は持っていったおそれはあるけど、あくまでそれは推定になって、それを確定するだけの行政資料とか、そういうのはなかったですね。

○清水総務局参事

そうですね。今回見た限りの中で、D工区に土を持っていったというのは分かっているんですけど、D工区から土を持ってきたというのは見たことがない。森林のほうでも、D工区の計画地盤より実際の地盤が低いもので、その地盤に、計画地盤に持っていくための土を入れるのだったら、それは計画の範囲内だよというやり取りはしているのは認識しているんですけど、その逆パターンでといいますか、かつ、例えば今回のケースがイレギュラーなのが、本当だったら、それが言えるかどうかはあれなんですけど、開発行為の許可と林地開発行為の許可の間には2年ぐらいの開きがあって、恐らく、土が出る工事をやっていたのは、林地開発の許可の前にもう終わってしまっているんじゃないかと思うんですよ。

○大川井森林保全課長

森林がもう発見したときには、そういった造成というか、切土だとか盛土というのがほぼ終わっているような状態で発見して、是正させて一旦緑化させたりしているので。

○内藤総務局長

多分、土をDから①へ持っていったみたいな話はその時代の話ではないかと思うんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただ一方で、新聞も含めて、そういうような形で、①区域への対応として、あの辺の土を、D工区などを含めて、あの辺の土を持ってきているのではないかというような指摘をされているじゃないですか。だけど、それは確かにそういう指摘もあるかもしれないけど、今回の再検証の中では、あくまでも行政資料とか、その辺のところから見た中での判断になってくるので、そこまでの確認、それをやったということまでは確認できなかったというところは何か言っておきたいなと思っているんです。

○清水総務局参事

少なくとも県が関与してから以降において、Dから①に土が動いたという事実は確認できなかったという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、平成19年の例の伊豆山港の濁水が最初に確認されたときの対応として、熱海土木の用地管理課の人が現地を見に行っただけではないですか。そのときの写真とかもあるけど、あれを見ると、明らかに①工区のほうに土というか、何か入れているというのが確認できるじゃないですか。

○清水総務局参事

入れているか、隣のここから何か。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。ちょうど尾根のところから土を入れているという。

○清水総務局参事

どこから来た土か分からないけど、落とされているのが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。でも、その落としている行為というのが、要するに①の土採取の許可、許可というか届出を受けたのが、4月のたしか……

○清水総務局参事

9日ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

9日。あれを確認したのが4月の10……。

○清水総務局参事

25日ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

25日ですか。その間に、今言っている行為がされていたことも考えられる。だけど、実際は本当はその前からやっていたのかもしれないけど、そこについての記載も要するに、写真を見ればそういうふうに見えるけど、でも、行政手続上のその間で見ると、確認できなかったということはそこでも言えるのかなと思っています。だから、疑わしいということは確かに、すごいクエスチョンマークがあるんだけど、でも、それを特定するだけの文書はなかったというところは、しっかり書いておかないと、また言われてしまうかなと思っ

て。

○清水総務局参事

また見てないとか何か。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。何もおまえら、やってないじゃないかというふうに指摘されるおそれがあるので、何かそこはしっかり書きたいなど。

○内藤総務局長

あと、県の行政対応とは少し違うというか。

○清水総務局参事

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうこと。それも含めて、とにかく今の現の行政手続、行政資料からだ、そこまでは確認できなかったというようなことを。

○清水総務局参事

なので、森林の視点で見ても特殊なケースだということも、別にうたっても、記述しても別におかしくはないですもんね、そこら辺。

○大川井森林保全課長

そうですね。事実を言うだけですもんね。

○内藤総務局長

では、そこをちょっと。

○清水総務局参事

入れる場所も含めて考えます。ありがとうございます。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと最後に、5番の再発防止策のところに、砂防法も森林法も、土石流の発生前はとかという。

○清水総務局参事

もう1回言っていただいて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この前、括弧書きでつけたじゃないですか。再発防止策のときに。

○清水総務局参事

土石流後とか、そのの。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。全部土石流後だとは思うけど、何かそういうのは入れておいたほうがいいかなど。

○清水総務局参事

なるほど。分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

統一感を出すために、そのほうがいいかなと思います。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

では、それは入れてください。

そのほか、ありますでしょうか。大川井さん。

○大川井森林保全課長

一番最初のバーチャートを引いてあるものなんですけど、一番下に※で「破線：事業完了していないものの、実質的に現場の動きが止まっていた期間」と書いてあって、D工区は許可して事業をやっていたので、事業完了していないものなんですけど、①区域はこの表現が適切かどうか。

○清水総務局参事

完了届が出てないんですよ。

○大川井森林保全課長

①は何を言っているかという、土採取等規制条例のことですよ。

○清水総務局参事

そう。完了届が出てないので、代執行まで行けているというところがあるので。

○大川井森林保全課長

それならいいです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この表なんですけど、こういうのを始める始期と言うのか、分からない。

○清水総務局参事

ごめんなさい、何が適当か分からないまま、適当に言葉を置いているのがあるので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこでその行為を下ろしたというか、許可したとかというのが分かるように、県とか市と。

○清水総務局参事

そうですね。権限の主体が誰かって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

というのがありますよね。今度、行為の終期のところは書いてあったり、書いてなかったりするんですけど、県が許可を下ろして、市が引き継いで終わったというのは、範囲でいいんですけど。

○清水総務局参事

ちょっと待ってください。なので、本当は完了のところかですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう、完了。

○清水総務局参事

入れたほうがいいですよ。なので、⑤だとここ、完了は県で、④だと、④は全部市というのは、D工区は除きますけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

終わるときに、誰がちゃんと、責任を持ってではないけど、終わらせたのかを確認したのかというところはちゃんと書いておいたほうがいいかなとちょっと思ったんです。

○清水総務局参事

入れます。

○内藤総務局長

よろしいでしょうか。いいですかね。

では、すみません。

○清水総務局参事

ちょっと、また直して。

○内藤総務局長

ここ、廃棄物は要らなかった。

○内藤総務局長

すみません、じゃあもう、次第の2に。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

その他というか、次第の3か。次第の3で、次回の会議ということで、急遽月曜日の午前中。

○清水総務局参事

月曜日の午前中。9時半過ぎくらいのイメージで。

○内藤総務局長

では皆さん、大丈夫ですかね、午前中。

○清水総務局参事

月曜日、場所は確認して連絡します。

○内藤総務局長

では、本日の会議はこれで終了します。